

和泉市生涯学習・スポーツ推進計画

(素案)

令和4年11月

和泉市

<市長あいさつ掲載予定>

目次

第1章 計画の基本事項	1
1. 計画策定の趣旨	2
2. 計画の対象	3
3. 計画の位置づけと期間	4
第2章 まちの現状と今後の課題	7
1. 生涯学習・スポーツ振興をめぐる情勢	8
2. 各種統計からみた本市の現状	13
3. 市民意識調査の結果	16
4. 本市の課題と計画見直しの視点	20
第3章 VISION 2032（めざすまちの姿）	21
1. めざす将来像	22
2. 分野横断的な基本方針	23
3. 本計画の施策体系	26
第4章 生涯学習の推進	27
1. すべての市民に開かれた学習環境の整備	29
2. 多様なニーズに応じた学習機会の提供	35
3. 生涯学習を通じたまちづくりと人材の育成	41
4. 読書活動の推進	45
第5章 スポーツの推進	48
1. 誰もがスポーツができる環境の整備	50
2. 多様なニーズに応じたスポーツ活動の機会の提供	53
3. スポーツ活動を支援するまちづくり	57
第6章 計画の推進	59
1. 計画の推進体制	60
2. 計画の評価・検証	60
資料編	63
1. 用語集	64
2. 主要な生涯学習・スポーツ関連施設	69
3. 計画の策定経過	71
4. 和泉市生涯学習推進プラン・和泉市スポーツ推進基本計画策定委員会名簿	72
5. 和泉市生涯学習推進プラン・和泉市スポーツ推進基本計画策定委員会規則	73

第 1 章 計画の基本事項

1. 計画策定の趣旨

「人生 100 年時代」と言われる今日、人々が生涯を通じて様々な場や機会において行う生涯学習やスポーツ活動は、生涯にわたり心身ともに健康で文化的な生活を送る上で不可欠なものとなっています。また、生涯学習・スポーツを通じて培われる市民の相互交流や、それを基礎とした地域における活動の活性化は、これからの社会においてますます重要性を増しています。

本市においては、平成 10 年に「和泉市生涯学習推進基本構想」を策定、その後、平成 14 年に「和泉市生涯学習推進プラン」、平成 25 年に「第 2 次生涯学習推進プラン」を策定し、市民の生涯学習の振興に取り組んできました。またスポーツの分野においては、平成 15 年に「和泉市生涯スポーツ振興基本計画」、平成 25 年に「和泉市スポーツ推進基本計画」を策定し、市民誰もがスポーツを楽しむことのできるまちづくりを推進してきました。

生涯学習とスポーツは、市民誰もが生涯にわたる営みとして活動に参加し、自身や社会の変化に対応しながら、豊かな人生と社会の形成に向けて取り組めるものとしていくことが共通の課題となっています。この度、「第 2 次和泉市生涯学習推進プラン」及び「和泉市スポーツ推進基本計画」がいずれも計画期間の最終年度を迎えるにあたり、新計画の策定において両計画を統合し、一体的な計画として策定することで、生涯学習とスポーツを、共通の理念と方針に基づき相互に連携しながら推進していきます。

また、平成 31 年度から概ね 5 年間を計画期間として策定されている「第 3 次和泉市子どもの読書活動推進計画」についても、今後は新計画に統合していくとともに、これまでの計画には位置づけられてこなかった美術館・文化財・青少年関連施策を含め、生涯学習・スポーツ関連施策の総合的な指針となる計画として、「和泉市生涯学習・スポーツ推進計画」（以下「本計画」という）を策定します。

2. 計画の対象

(1) 生涯学習

「生涯学習」とは、一般には人々が生涯に行うあらゆる学習、すなわち、学校教育、家庭教育、社会教育、文化活動、スポーツ活動、レクリエーション活動、ボランティア活動、企業内教育、趣味等さまざまな場や機会において行う学習の意味で用いられます。本市においても、「生涯学習」という言葉を用いた施設・事業だけではなく、図書館、美術館、文化財、青少年関連施策等、幅広い領域において、市民を対象とした教育・啓発や学習の支援に取り組んでおり、本計画はこうした生涯学習に関する取組全体を網羅する、総合的な指針となります。

ただし、生涯学習の一領域として位置づけられる学校教育については、既に「和泉市教育振興基本計画」のもと施策の推進が行われており、就学前の子どもを対象とした教育・保育についても、「こども・子育て応援プラン」に基づく施策が行われています。そのため、これらの分野については、役割分担と計画の進捗管理の一元化の観点から、それぞれの個別計画に基づくことを基本とし、本計画の対象とはしていません。

(2) スポーツ

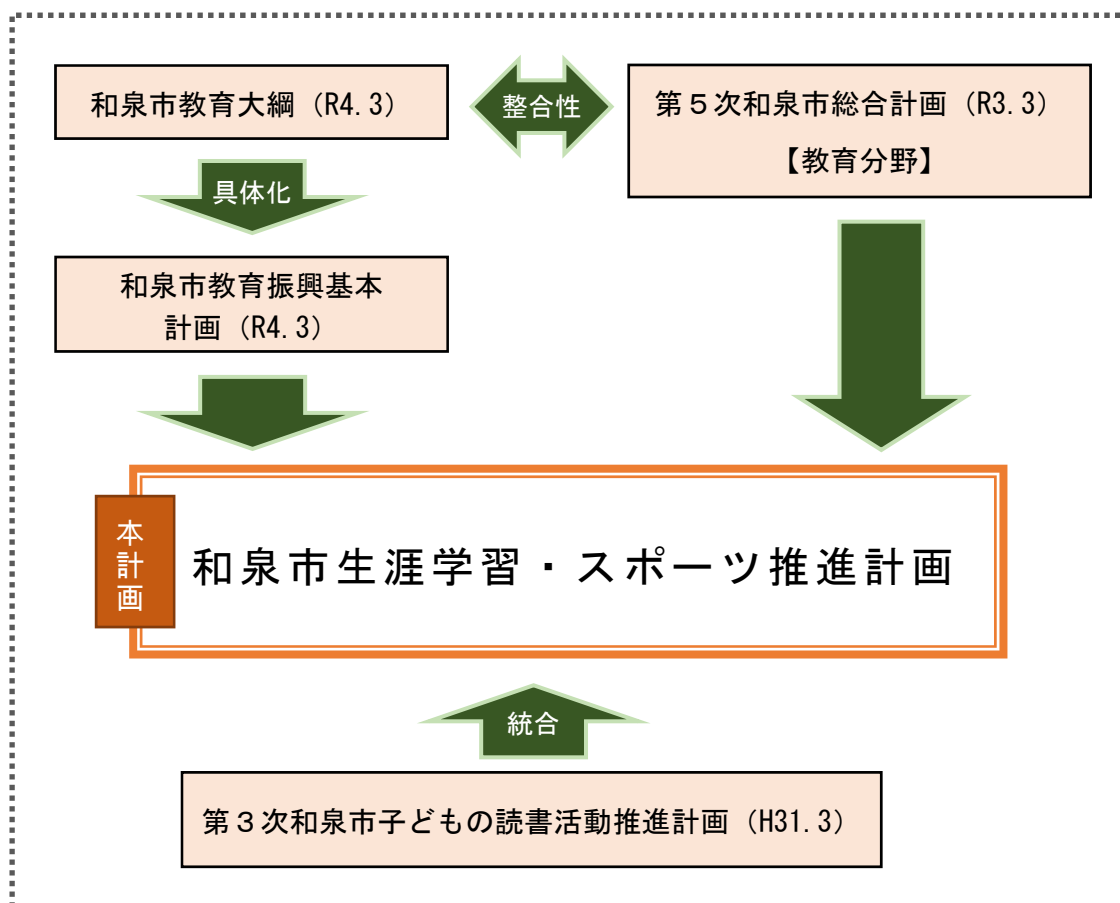
本計画が対象とする「スポーツ」とは、競技スポーツとして実施されるものだけではなく、比較的簡単なルールで手軽に楽しむことを目的に考案されたニュースポーツ、健康づくりを目的としたウォーキングや軽い運動・体操、子どもの遊び等、体を動かすすべての運動を含め、市民の生涯にわたる活動の一環として幅広い内容を含むものとします。また、自分でスポーツを行うだけではなく、プロスポーツの観戦等を通じて楽しむことや、スポーツの大会をボランティアとして支える活動等も含め、スポーツに関わる活動に幅広く参加することの全体を視野に入れていきます。

スポーツは、人々の生涯にわたる営みとしてとらえる場合には、生涯学習の一領域として位置づけられることもあります。一方、国においては平成27年に「スポーツ庁」が新設される等、一つの独立した政策分野として位置づけられており、本市においてもこれまで個別の推進計画に基づいた施策が展開されてきました。そのため、本計画においてもスポーツ関連施策は、生涯学習施策の一部ではなく、一つの独立した領域として記載しますが、施策の推進においては相互の関連性を重視し、連携して取り組むものとします。

3. 計画の位置づけと期間

(1) 関連計画との関係

本計画は、第5次和泉市総合計画、和泉市教育大綱、和泉市教育振興基本計画を上位計画とし、各計画が示した基本理念と基本方針に基づいて策定します。また、第3次和泉市子どもの読書活動推進計画については、現行計画が終了する令和6年3月をもって本計画への統合を予定しています。



※各計画の後ろの括弧内は策定年月

(2) 計画の期間

本計画の計画期間は、令和5（2023）年度から令和14（2032）年度までの10年間とします。

なお、計画の期間中に、社会情勢や国の政策動向等に新たな変化が生じた場合にはそれらに対応するため、必要に応じて計画内容の見直しを行います。

(3) 生涯学習・スポーツとSDGs

平成 27 (2015) 年 9 月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」では、持続可能でよりよい世界をめざす令和 12 (2030) 年までの国際目標として、SDGs (Sustainable Development Goals : 持続可能な開発目標) を定めています。これは、17 のゴールと 169 のターゲットから構成されており、「誰一人取り残さない (leave no one behind)」ことをうたい、発展途上国のみならず、すべての国がその実現に向けて努力すべきものとされています。

わが国においても、平成 28 (2016) 年に「SDGs 推進本部」を設置し、令和元 (2019) 年には推進のための具体的施策をとりまとめた『SDGs アクションプラン 2020』を決定する等、施策の充実が図られています。

本計画においても、SDGs の 17 のゴールを意識しながら、生涯学習・スポーツの推進に取り組んでいきます。





こども会 キックベースボール大会



サウンドテーブルテニス



久保惣記念美術館



第 2 章 まちの現状と今後の課題

1. 生涯学習・スポーツ振興をめぐる情勢

(1) 社会の動向

① 少子高齢化の進展と地域社会の変化

我が国の人口は平成 20 年（2008 年）をピークに減少に転じたと言われており、人口減少社会に突入しています。また、継続する少子高齢化は、将来的には生産年齢人口の大幅な減少や、単身世帯の増加をもたらすと予測されており、コミュニティ機能の低下が懸念されています。子育て支援や高齢者の生活支援、学校と地域の連携、子どもの貧困問題への対応等、地域における人のつながりが重要となり、住民主体の課題解決が求められる分野が増加することが見込まれます。

様々な活動を通じた一人ひとりの学びや健康づくりを広げていくことが求められていると同時に、そうした活動を通じて培われた市民相互の参加・交流を基盤として、主体的に支え合いや地域の課題解決に取り組む市民が育つ環境づくりが求められています。

② デジタル技術の発展やグローバル化に伴う変革への対応

超スマート社会（Society 5.0）の実現等、デジタル技術の発展をはじめとする社会構造の急速な変化が見込まれ、様々な分野に影響を与えています。パソコン、スマートフォン等の情報通信機器を個人が所有するのが当たり前の時代となり、膨大な情報を適切に活用できる力は、年齢を問わず必要となっています。

また、世界的なグローバル化の進展により、海外での出来事が仕事や生活に大きな影響を与えるようになっており、時代に対応するための語学力やコミュニケーション能力の育成も求められます。人生の初期に学校教育課程で学んだ知識だけではなく、生涯にわたって学び続けることで変化に対応することが、仕事においても生活においても必要な時代となっています。

③ 共生社会の実現に向けた取組の必要性

地域においては、外国にルーツを持つ住民が増加しており、多様な文化的背景を持つ人が互いに認め合い、地域で共に暮らすことのできる多文化共生社会の形成が課題となっています。2021 年に開催された東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会では、新競技として加わったスケートボードやスポーツクライミング等の「アーバンスポーツ」における互いに挑戦を讃え合う様子や競技を楽しむ姿への共感、男女混合での競技の実施、多様な障がいを持つ選手が競い合うためのルールの工夫や個々の選手の技術と努力等、スポーツの新しい側面や価値を多くの人が認識するきっかけとなる出来事が多くみられました。

年齢・性別・国籍・文化・障がいの有無等の違いを超え、誰もが参加できる共生社会の形成に向けた取組を、これからの地域社会に広げていくことは、社会における生涯学習・スポーツの重要な役割となっています。



(2) 国・大阪府の動向と本市の取組

①国の動向

国においては、平成30年6月に「第3期教育振興基本計画」を閣議決定し、社会の変化を見据えた教育政策のあり方を示しています。ここでは、「人生100年時代をより豊かに生きるため、生涯にわたって自ら学習し、自己の能力を高め、働くことや、地域や社会の課題解決のための活動につなげていくことの必要性が一層高まっていく」と述べて生涯学習の重要性を指摘し、リカレント教育の必要性についても触れられています。また、今後の教育政策に関する5つの基本的な方針の一つに「生涯学び、活躍できる環境を整える」を挙げ、「人生100年時代を見据えた生涯学習の推進」「人々の暮らしの向上と社会の持続的発展のための学びの推進」「職業に必要な知識やスキルを生涯を通じて身に付けるための社会人の学び直しの推進」「障害者の生涯学習の推進」の4つの方向から、必要な取組について示しています。

スポーツ政策の分野では、令和3年に「第3期スポーツ基本計画」が策定され東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会のスポーツ・レガシーの発展に向けた重点施策が示されました。また、新たな視点として、スポーツのあり方を既存の仕組みにとらわれずに柔軟に見直し、最適な手法・ルールを考えて作り出す「つくる／はぐくむ」、さまざまな立場・背景・特性を有した人・組織があつまり、ともに課題に対応し、つながりを感じてスポーツを行う「あつまり、ともに、つながる」、性別や年齢、障がい、経済・地域事情等の違いによって、スポーツの取組に差が生じない社会の実現をめざす「誰もがアクセスできる」の3つが示されています。

また、東京パラリンピックの開催を契機とする障がい者スポーツの振興、障がいのある人が文化芸術を鑑賞・参加・創造するための環境整備を目的とする「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律（障害者文化芸術活動推進法）」の施行（平成30年6月）、外国にルーツを持つ人の増加をふまえ、共生社会の実現に向けた日本語教育の推進を目的とする「日本語教育の推進に関する法律」の施行（令和元年6月）等、これまで生涯学習・スポーツの機会を十分に得られてこなかった人を視野に入れ、誰もが参加できるための環境整備に向けた取組が進められています。

②大阪府の動向

大阪府においては、全国に先駆けて平成12年度から地域教育協議会（すこやかネット）及び学校支援地域本部を推進し、地域と学校のパートナーシップに基づく「連携・協働」の活動として「教育コミュニティづくり」に取り組んできました。平成23年度からは後継の事業として、「学校支援活動」「おおさか元気広場」「家庭教育支援」の3つの教育支援活動につい

て、地域の課題やニーズに応じて市町村が選択して取り組む「教育コミュニティづくり推進事業」を展開しています。この「教育コミュニティづくり」については、平成29年4月の社会教育法の改正時に、第5条第2項に「地域学校協働活動」として追加され、全国的な生涯学習の推進においても重要な課題として位置づけられています。

スポーツ施策の分野では、令和4年3月に「第3次大阪府スポーツ推進計画」が策定されました。ここでは「スポーツ楽創都市・大阪 スポーツとともに成長し、楽しさあふれる大阪へ」をめざすべきスポーツ像に位置づけ、2025年に予定されている大阪万博も視野に入れ、誰もがスポーツを楽しむまちづくりを観光や産業の分野とも関連させながら地域の活性化につなげていくことがうたわれています。

③本市の取組

本市においては、平成28年9月に「第5次和泉市総合計画」を策定し、「未来に躍進！活力と賑わいあふれるスマイル都市」を将来都市像と定めています。令和3年3月の改訂版では、感染症対策の推進、デジタル技術を活用した市民の利便性の向上、災害対応力の強化の観点が追加され、まちづくりにおける重要な課題として位置づけています。

平成27年11月に「和泉市教育大綱」を策定し、「和と礼を重んじ知・徳・体を備えた社会に貢献する人材の泉」を基本理念と定めています。令和4年3月の改訂版では、「生涯にわたり学び続けられる環境整備」の観点を追加し、生涯を通じた「学習活動」の促進をうたっています。

④感染症拡大の影響と新しい展開

令和元年末ごろからの、新型コロナウイルス感染症の世界的な大流行は、我が国においても市民生活に大きな影響を与えています。流行拡大に伴う公共施設の利用制限や講座・イベント・グループ活動等の自粛要請は、市民の生涯学習・スポーツ活動を大きく制限するものとなりました。今後も感染リスクを考慮しながら、活動のあり方を模索していくことが求められています。

他者との接触機会を減らすことを要請する感染症対策は、個人における心身の健康への悪影響、発表・競技の場を失うことによる活動の低迷や楽しみの喪失といった問題を顕在化させ、人々の日常における生涯学習・スポーツの価値を見直すきっかけとなっています。現地・対面での活動が制限される中、一方ではインターネットを活用したオンライン学習や、VR（バーチャルリアリティ）等の技術を活用したスポーツ観戦等、新しい参加と楽しみ方の提起も行われてきました。今後、市民の学習・スポーツ活動の新しい形態への移行が加速化することも考えられる一方、情報通信機器の利用における格差の問題も指摘されるようになっており、誰もが参加できる環境づくりに向けた取組も課題となります。



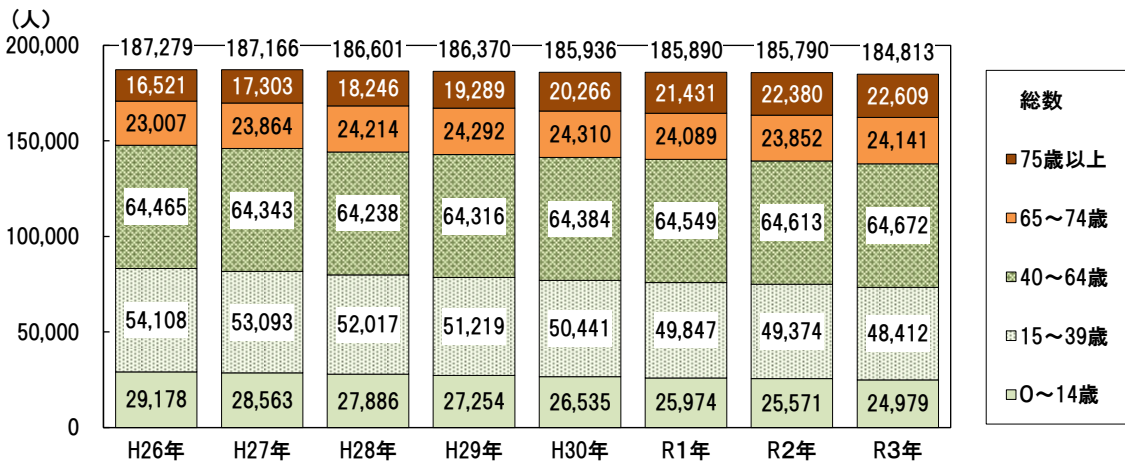
2. 各種統計からみた本市の現状

(1) 和泉市の人口の動向

①年齢別人口の推移

近年の本市の人口は、微減傾向となっています。中でも、39歳以下の人口の減少が続いており、その一方で65歳以上の人口は増加しています。

■年齢5区分別人口の推移

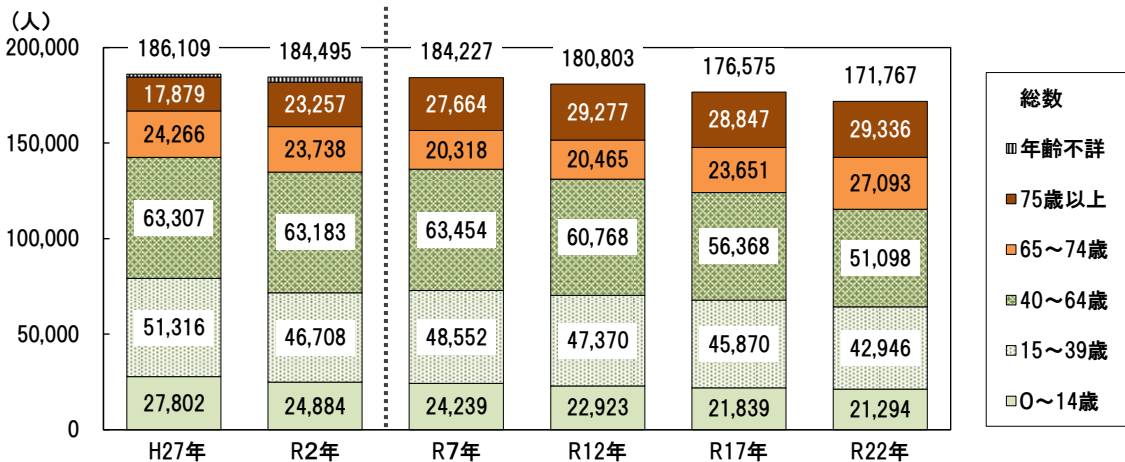


資料：住民基本台帳

②将来人口予測

本市の将来人口については、引き続き人口の減少と少子高齢化の進展が見込まれています。特にこれからの10年については、75歳以上人口の増加が見込まれています。なお、令和7年以降の推計人口は平成27年までの国勢調査人口に基づくもので、令和2年の実績は推計を下回っていることから、ここで示した推計値より人口減少が加速する可能性があります。

■年齢5区分別人口の将来予測（R7年以降が推計値）



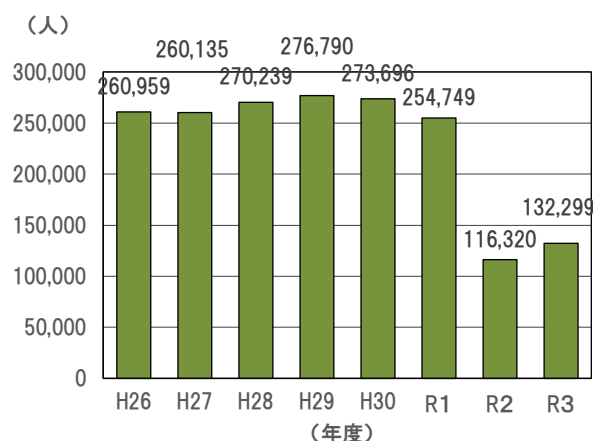
資料：国勢調査（R2年まで）、国立社会保障・人口問題研究所推計人口（R7年以降）

(2) 主な生涯学習・スポーツ施設の利用状況の推移

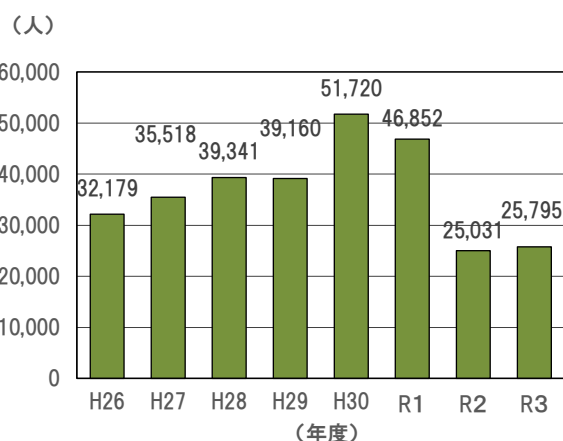
①生涯学習関連施設

いずれの施設についても、令和元年度以降の新型コロナウイルス感染症拡大の影響で利用が減少しています。それ以前については、生涯学習サポート館、久保惣記念美術館は増加傾向、それ以外の施設はほぼ横ばいで推移しています。

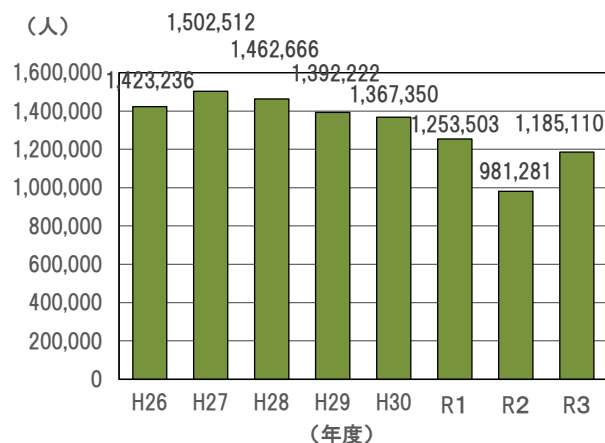
■生涯学習センター利用者数



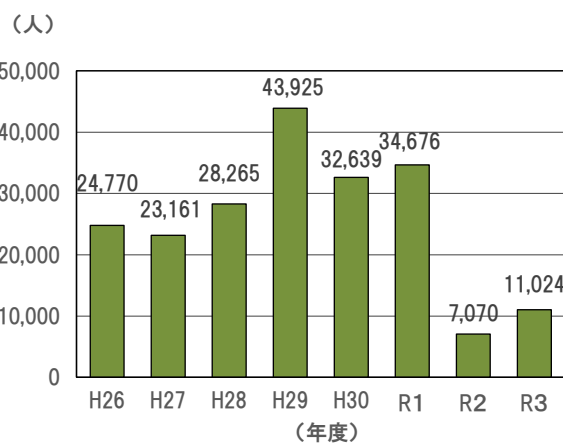
■生涯学習サポート館利用者数



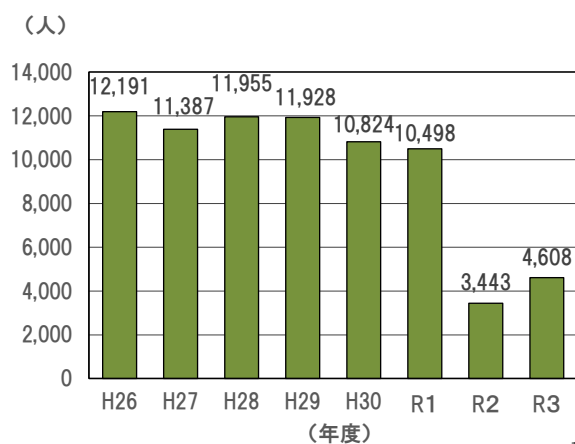
■市立図書館貸出点数



■久保惣記念美術館入館者数



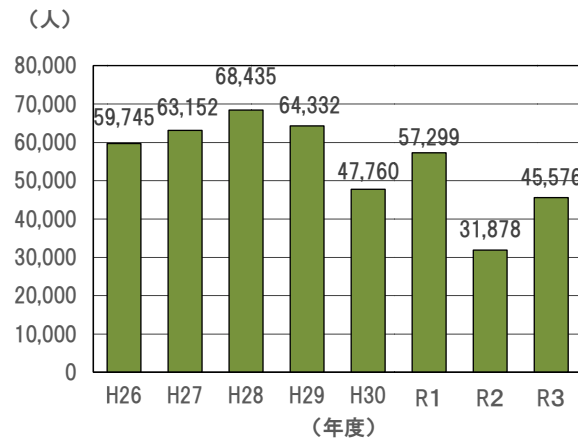
■青少年の家利用者数



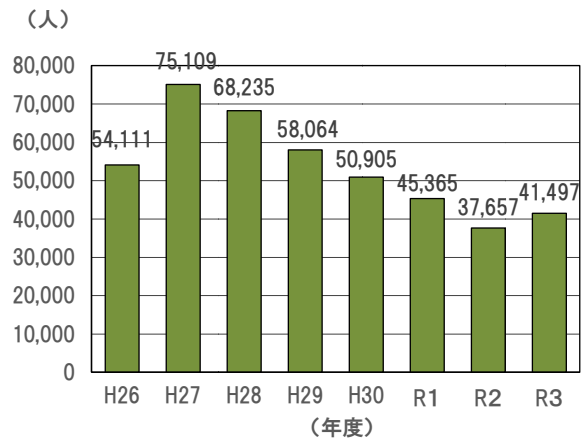
②スポーツ施設

スポーツ施設についても、生涯学習関連施設と同様に、令和元年度以降に感染症拡大の影響を受けて利用が減少しています。中でも温水プールについては利用の落ち込みが大きくなっています。

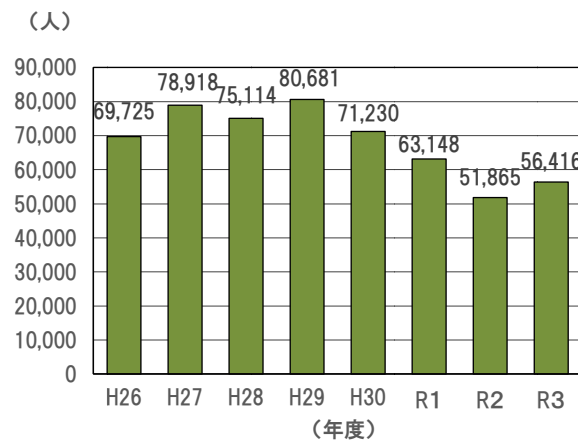
■市民体育館利用者数



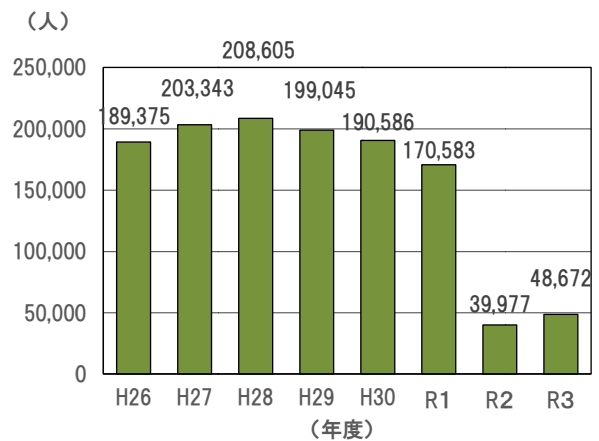
■光明池緑地運動場利用者数



■光明池球技場利用者数



■温水プール利用者数



3. 市民意識調査の結果

(1) 調査の概要

本計画の策定にあたり、市民の生涯学習・スポーツについての意見やニーズを把握することで、効果的な施策推進のための課題等を明らかにし、今後の生涯学習・スポーツ施策推進の基礎資料とすることを目的として、市民意識調査を実施しました。

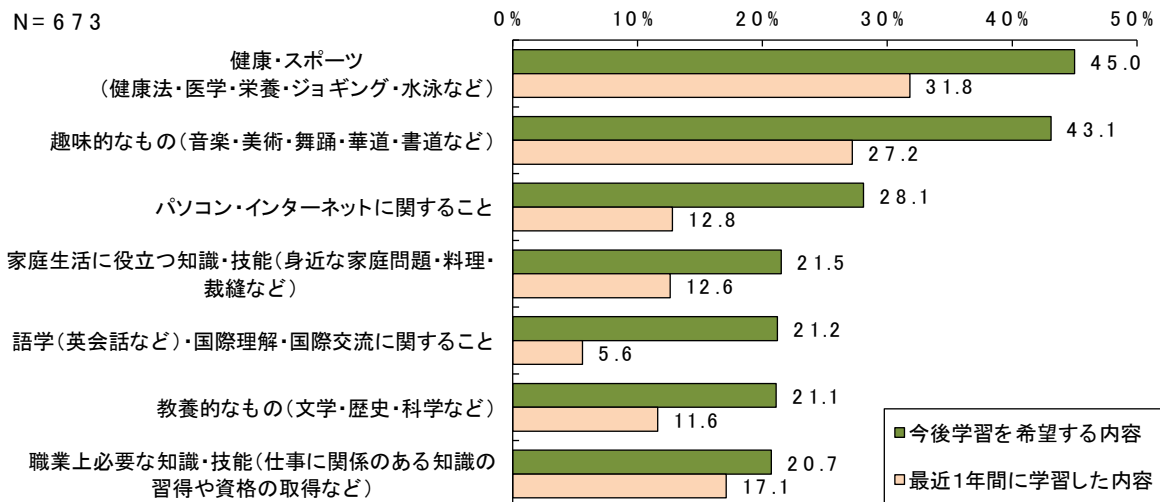
調査の概要は以下の通りです。

- ◇調査対象：和泉市内在住の満 18 歳以上の市民
- ◇抽出方法：住民基本台帳より 3,000 人を無作為抽出
- ◇調査方法：郵送配付・郵送回収（一部 web 回答による回収）
- ◇調査期間：令和 4 年 7 月 27 日～8 月 12 日
- ◇回収状況：配付数：3,000、有効回収数 673、有効回収率 22.4%

(2) 主な結果

①学習内容についての希望と経験

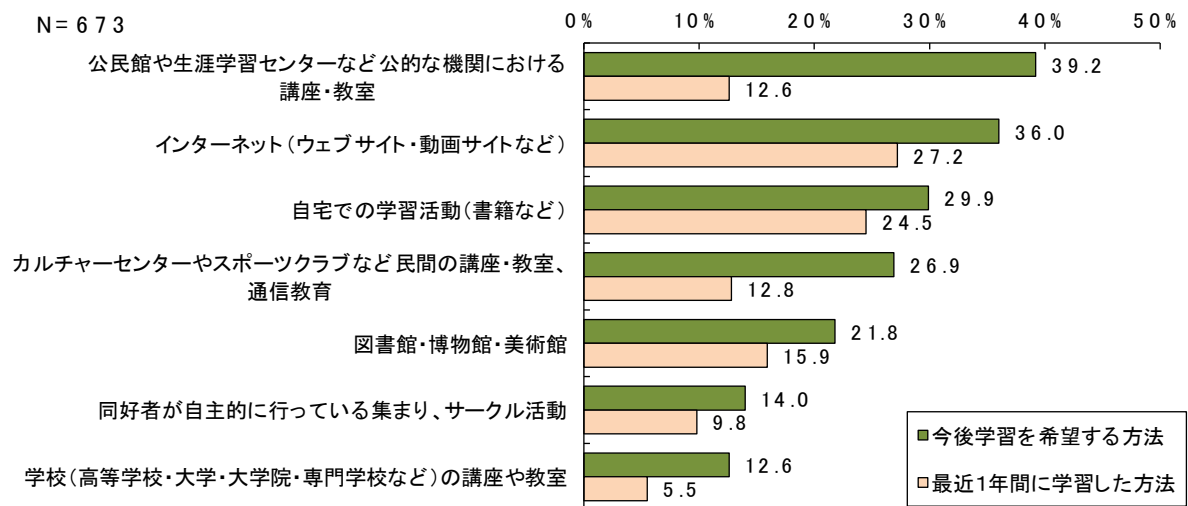
今後学習を希望する内容の上位について、最近 1 年間の学習経験との比較をみると、「趣味的なもの」「パソコン・インターネットに関すること」「語学・国際理解・国際交流に関すること」については、学習経験に比べて学習希望が多くなっており、潜在的なニーズがうかがえます。



※学習希望が 20%以上の項目のみ

②学習方法についての希望と経験

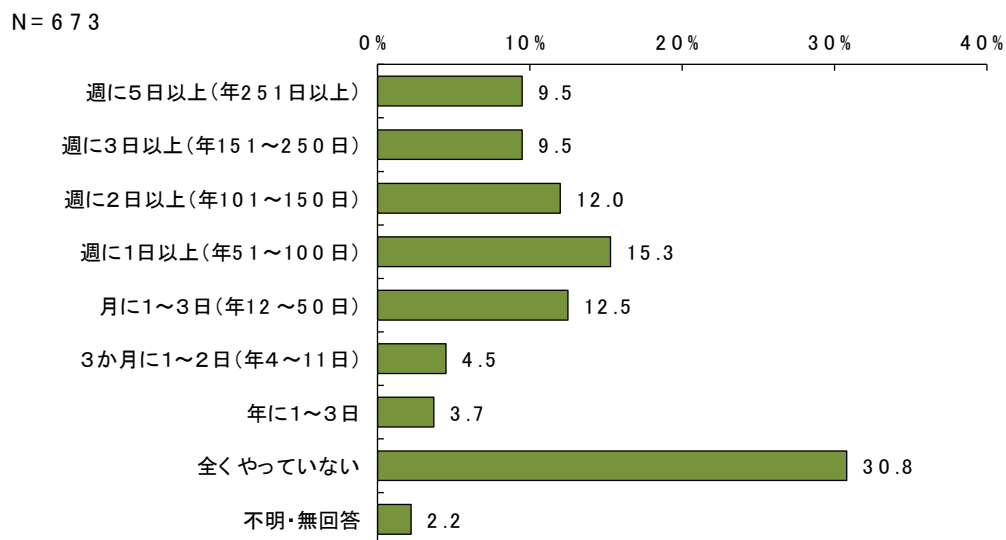
今後学習を希望する方法の上位について、最近1年間の学習経験との比較をみると、「公民館や生涯学習センターなど公的な機関における講座・教室」について、特に学習経験に比べて学習希望が多くなっています。感染症対策等の影響で不足している学習機会へのニーズの高さがうかがえる結果となっています。



※学習希望が10%以上の項目のみ

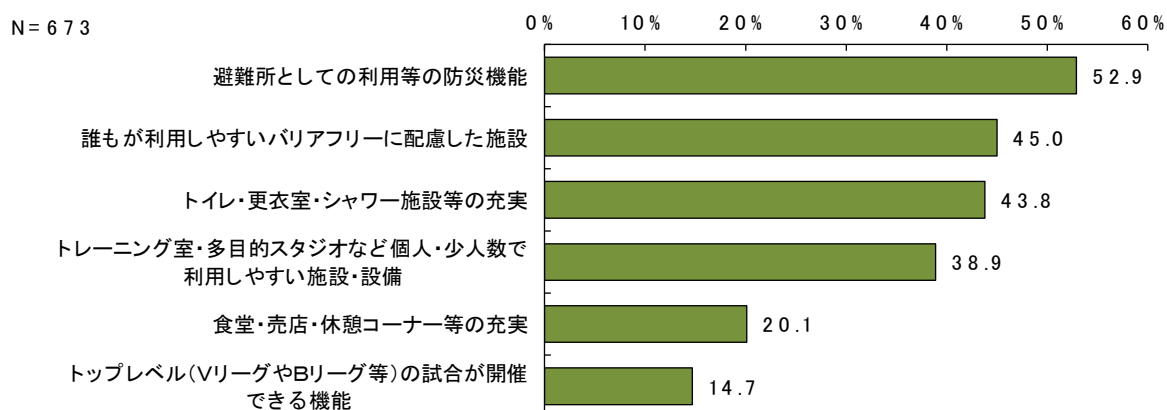
③運動・スポーツの頻度

最近1年間の運動やスポーツの頻度については、週1日以上(年251日以上)の回答の合計が46.3%と全体の半数近くを占めている一方で、「全くやっていない」が30.8%となっており、運動・スポーツをする人とならない人の2極化の傾向がうかがえる結果となっています。



④建て替えが検討されている体育館（アリーナ）に必要な機能

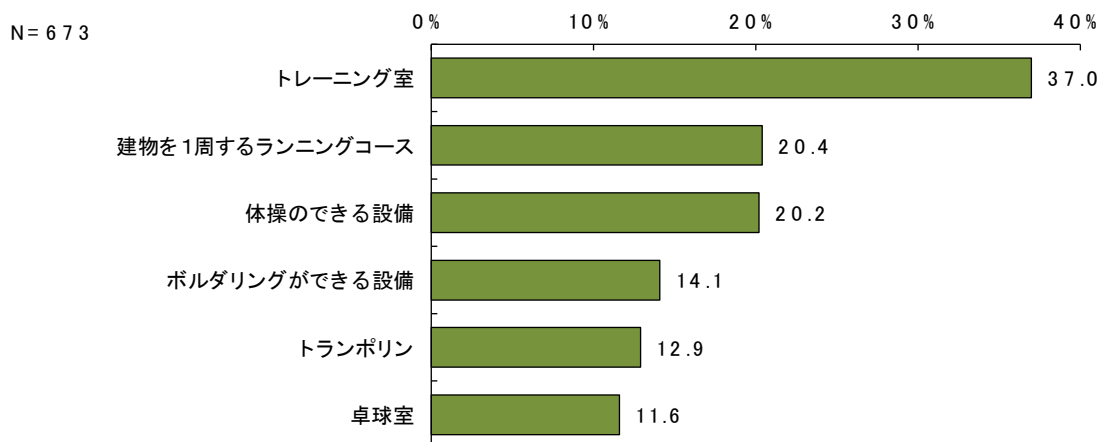
現在建て替えが検討されている体育館（アリーナ）に必要な機能については、「避難所としての利用等の防災機能」が52.9%で最も多く、次いで「誰もが利用しやすいバリアフリーに配慮した施設」が45.0%となっており、市民誰もが利用できる施設機能へのニーズが高くなっています。



※10%以上の回答があった項目のみ

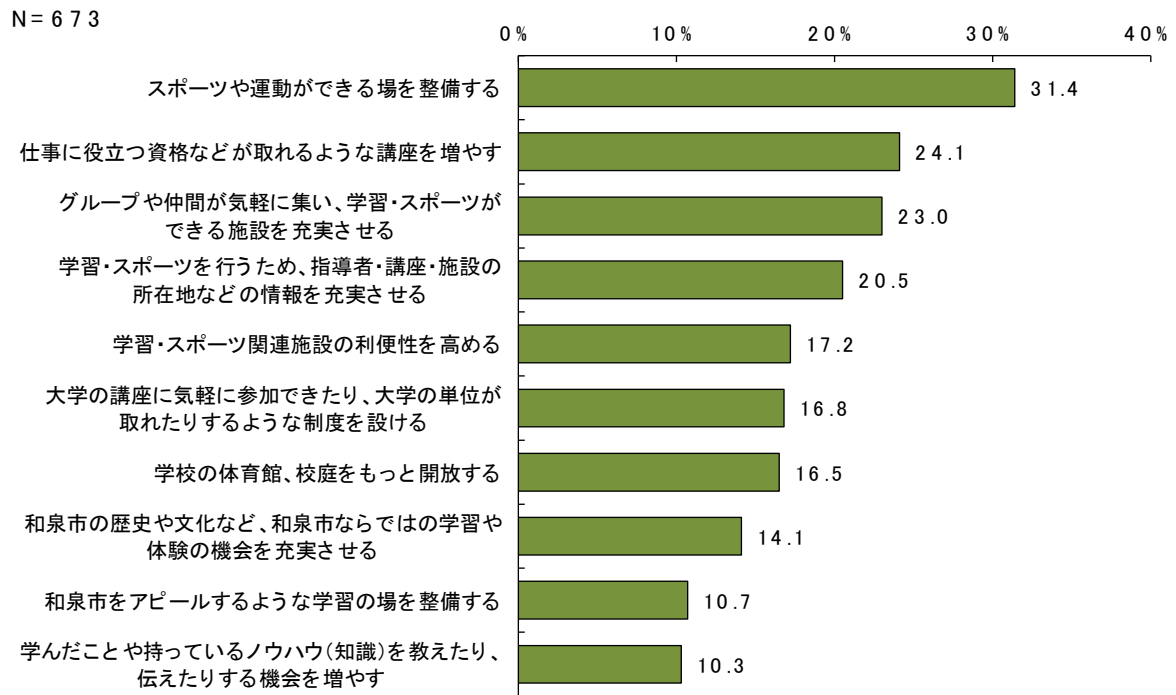
⑤体育館（アリーナ）の建て替えにあたり優先して整備してほしい設備

体育館（アリーナ）の建て替えにあたり優先して整備してほしい設備については、「トレーニング室」が37.0%で最も多く、次いで「建物を1周するランニングコース」が22.4%、「体操のできる設備」が20.2%となっており、個人でも利用できる設備を求める意見が多くなっています。



⑥今後生涯学習やスポーツ活動に参加していく上で和泉市に望むこと

生涯学習やスポーツ活動に参加していく上で和泉市に望むことについて、施設等の場の整備や情報の充実に関する項目が上位となっています。



※10%以上の回答があった項目のみ

4. 本市の課題と計画見直しの視点

社会情勢に基づく課題

- ・ 少子高齢化のさらなる進展やコミュニティ機能の低下が懸念される一方で、地域における人のつながりが重要となり、住民主体の課題解決が求められる分野が増加していることから、主体的に支え合いや地域の課題解決に取り組む市民が育つ環境づくりが求められています。
- ・ 超スマート社会（Society5.0）の到来によるデジタル技術の発展やグローバル化をはじめとする社会の変化やライフスタイルの変化に対応し、誰もが自分らしく生きるために必要な学びの場が必要となっています。
- ・ 障がい者のスポーツ・文化活動への参加をはじめとして、年齢や障がいの有無にかかわらず、誰もが生涯学習・スポーツに参加できる環境整備がこれまで以上に求められています。


本市の現状に基づく課題

- ・ 感染症の拡大が生涯学習・スポーツの活動の低迷や参加機会の縮小をもたらしており、こうした状況に対応しながら市民の生涯学習・スポーツを活性化させていくことが必要です。
- ・ 市民意識調査では、公的な学習機会への潜在的なニーズや、デジタル技術を活用した学習への関心の高まりがうかがえる結果が示されています。運動・スポーツをする人とならない人の2極化の傾向が見られる一方、誰もが参加しやすい環境整備へのニーズが高くなっています。
- ・ 各種の生涯学習施設、スポーツ施設、歴史・文化施設、図書館、美術館等の多様な資源を有する一方で、事業や情報発信における連携が不十分となっており、共通の課題認識に基づく連携体制の強化が課題となっています。
- ・ 今後整備が予定されているアリーナ機能を備えた市民体育館や（仮称）北部総合スポーツセンターについて、市民ニーズを踏まえた着実な整備が求められます。



計画の見直しの視点

- ・ これまで個別の計画に基づいて実施されてきた生涯学習・スポーツ・子ども読書の計画を順次統合し、美術館・文化財・青少年関連施策を含めた、生涯学習・スポーツ関連施策の総合的な指針として策定することで、共通の理念基本方針に基づいた施策の推進と連携体制の強化を図ります。
- ・ 市民がそれぞれの地域で交流しながら、主体的に地域課題に取り組む環境づくりに向け、つながりの場となる施設の市民ニーズに即した整備や、まちづくりの活動につながる学習機会の提供等の取組の充実、既存の地域コミュニティ（町会自治会、PTA、こども会等）との関わりを通して刺激を与えあえるつながりの場の構築を図ります。
- ・ 誰もが学習・スポーツに参加できる環境づくりのさらなる推進に向け、活動への参加を支援する取組や活動機会の充実を図ります。



第 3 章 VISION 2032（めざすまちの姿）

1. めざす将来像



◇学ぶことやスポーツを楽しむことはそれ自体が健康で豊かな生活をもたらすものです。生涯学習・スポーツの活動に市民誰もが「くわわる」ことのできる、誰もが参加できるための環境づくりを推進します。

◇生涯学習やスポーツを通じて、世代や職業を超えて市民が「つながる」ことは、そこに关わる多くの人の生活の豊かさにも貢献するものであり、また支え合い、助け合いの地域づくりの基盤ともなります。そうしたつながりづくりのきっかけとなる機会の提供を行います。

◇活動に参加し、そこで新しい人のつながりや地域での人間関係が生まれることは、活動がさらに多くの人や新しい活動へと「ひろがる」ことに結びついていくことが期待されます。このように市民の主体的な活動の土台をつくる生涯学習・スポーツは、まちづくりの基盤づくりとも言えます。

◇こうした考えのもと、「市民誰もが くわわる つながる ひろがる 生涯学習・スポーツの実現」をめざす将来像として展望し、本計画の基本的な指針として位置づけます。

2. 分野横断的な基本方針

(1) くわわる：だれもが参加できる環境の整備

生涯学習・スポーツは市民の主体的な活動として行われるべきものですが、その活動を行うことができる環境を整備することは、行政の重要な役割です。

市民が仲間とともに自主的な学習・スポーツ活動を展開する上での拠点となる施設を誰もが利用できるよう整備すること、活動に必要な情報を利用しやすい形で提供すること、支援を必要とする人の参加の障壁を除去・軽減する取組等、市民一人ひとりの希望や必要に応じて、誰もが生涯学習・スポーツに取り組める環境づくりを推進します。

◆重点取組◆

- ・アリーナ機能を備えた市民体育館の整備・（仮称）北部総合スポーツセンターの整備
- ・生涯学習情報ポータルアプリ



「マナビィ」は、石/森正太郎氏がデザインした生涯学習のマスコットです。
生涯学習の「学ぶ」と、みつばちの「Bee」を合わせ、「マナビィ」と名づけられました。

「学」という字に角が3本あるように、「マナビィ」には触覚が3本あります。

和泉市では、生涯学習サポート講座やまなびの手帳で使われています。

(2) つながる：新しい活動やつながりのきっかけとなる機会の提供

市民が関心や生活上の必要に応じて学習・スポーツ活動に取り組むためには、そのためのさまざまな機会が用意されている必要があります。市民のニーズに応じた講座や教室、社会的な課題に対応した取組、個人ではできない活動といった多様な学習・スポーツの機会を提供し、新しい活動やつながりのきっかけとすることで、市民の自主的な活動を地域に広げていくことが求められます。

行政が取り組むべき機会の提供として、単なる個人の楽しみや気晴らしだけに終わるのではなく、地域に新しい人のつながりや交流を生み出すこと、社会的な課題の解決につながることといった地域に新しい価値を生み出すことを意識した企画・運営に努めます。

◆重点取組◆

・ いずみ市民大学の学部拡充

・ e スポーツ等新たなスポーツの活用



いずみ市民大学 卒業式

(3) ひろがる：生涯学習・スポーツを通じたまちづくりの推進と人材の育成

生涯学習・スポーツは、それ自体有意義なものですが、その活動を通じて得た知識・技術や人のつながりが、地域活動・まちづくり活動への貢献や、他者の学習・スポーツ活動への支援に活かされ、活動の成果が社会に還元されることで、よりよいまちづくりにつながっていく可能性を有しています。

地域における活動や社会貢献、まちづくりへの参加や休日等における学校の部活動の地域移行を視野に入れた取組に努めるとともに、市民の自主的な活動の育成・支援をはじめ、まちづくりの担い手となる人材の育成につながる取組を推進します。

◆重点取組◆

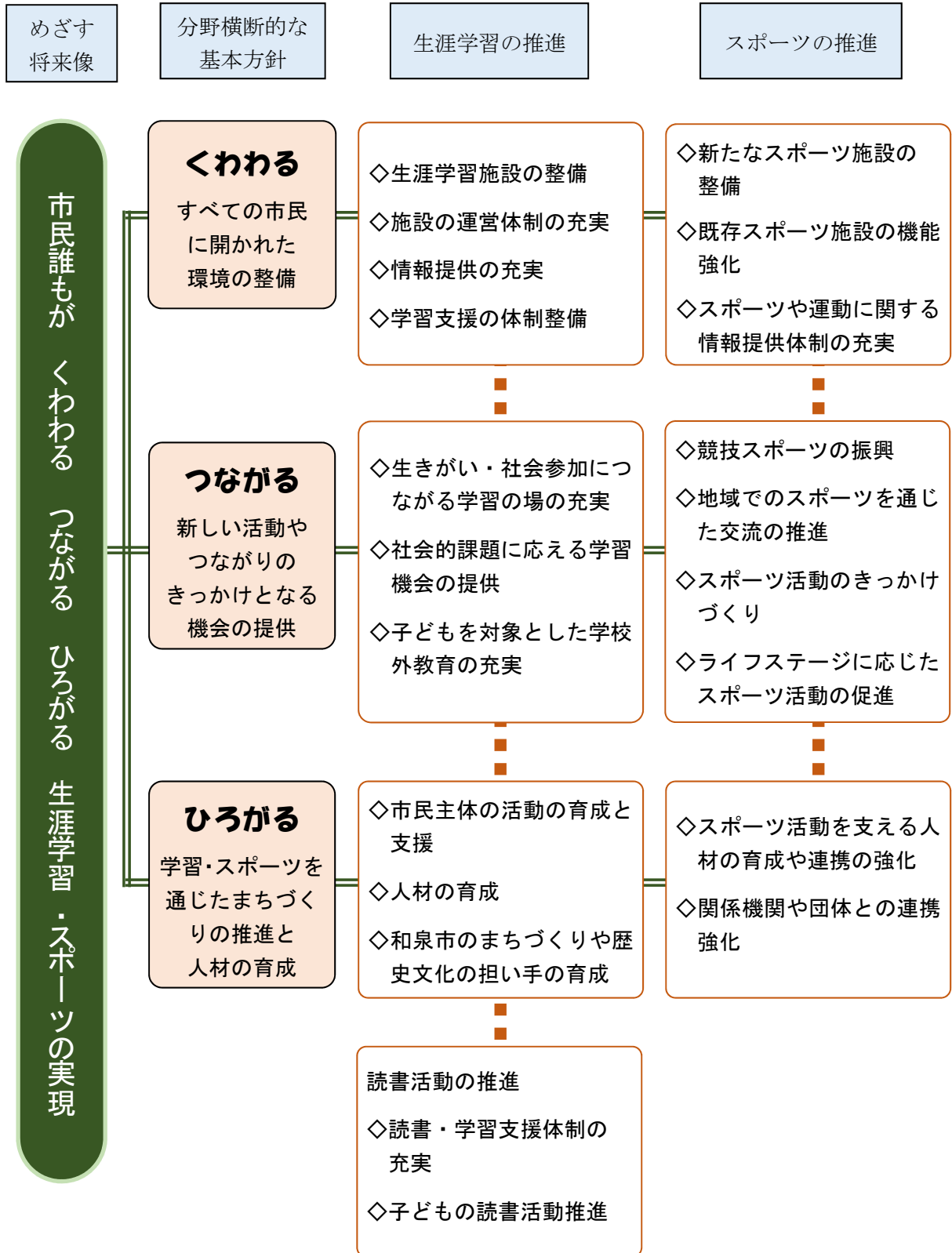
- ・部活動指導者の人材育成




まちセミ・I Z U M I 姉妹都市ブルーミントン市レポート

3 本計画の施策体系

めざす将来像の実現に向け、分野横断的な基本方針に基づいて、生涯学習・スポーツの分野別施策の推進に取り組みます。





第 4 章 生涯学習の推進

本章では、基本理念の実現に向け、3つの基本方針に基づいて実施する生涯学習分野の施策について、現状と課題を示した上で、施策の方向や主な事業について記載します。

■第4章の体系

1. すべての市民に開かれた学習環境の整備【くわわる】	
(1) 生涯学習施設の整備	①生涯学習の拠点となる施設の維持管理 ②施設利用の利便性の向上
(2) 施設の運営体制の充実	①施設運営における専門性の確保と職員の資質向上 ②施設間連携の強化
(3) 情報提供の充実	①生涯学習情報の集約と発信 ②多様な媒体を活用した情報提供の充実
(4) 学習支援の体制整備	①誰もが参加しやすい学習環境の整備 ②基礎的な学習の場の確保 ③市民の学習を促進する取組の充実
2. 多様なニーズに応じた学習機会の提供【つながる】	
(1) 生きがい・社会参加につながる学習の場の充実	①幅広いニーズに応じた学習機会の提供 ②市民の自主的・継続的な学習につながる支援 ③サポートを必要とする市民を対象とした学習機会の提供 ④文化・芸術事業の推進 ⑤本市の歴史や文化財等に関する学習機会の充実 ⑥友好姉妹都市との交流
(2) 社会的課題に応える学習機会の提供	①市民の生活上の必要に即した学習機会の提供 ②人権問題・社会問題に関する学習機会の提供や啓発・情報発信 ③古文書をはじめとする地域資料や歴史公文書の適正な保存・研究・公開の推進 ④障がいのある人の生涯にわたる多様な学びの支援
(3) 子どものための学校外教育の充実	①子どもの学習・体験機会の充実 ②青少年事業の充実 ③家庭教育の支援
3. 生涯学習を通じたまちづくりと人材の育成【ひろがる】	
(1) 市民主体の活動の育成と支援	①市民主体の学習・文化活動の支援 ②市民主体の活動につながる生涯学習の推進
(2) 人材の育成	①支援者の育成 ②地域活動の担い手の育成 ③グローバル人材の育成
(3) 和泉市のまちづくりや文化財継承の担い手の育成	①まちづくりや市民協働活動の担い手の育成 ②市民と連携した文化財・資料の管理・継承と積極的な活用
4. 読書活動の推進	
(1) 読書・学習支援体制の充実	①図書館サービスの充実 ②図書館ボランティアとの連携 ③切れ目のない読書活動支援
(2) 子どもの読書活動推進	①家庭・地域における読書活動の推進 ②就学前施設・小中学校等と連携した読書活動の推進 ③子ども・若者を対象とした読書活動の推進

1. すべての市民に開かれた学習環境の整備

(1) 生涯学習施設の整備

現状と課題

- ・新型コロナウイルス感染症の影響で、近年の生涯学習施設の利用者数が大幅に減少しており、市民の利用回復に向けた取組が求められます。
- ・市民アンケート調査では、利用したことがある生涯学習関連施設について、「和泉市立図書館・図書室」が68.1%で最も多く、次いで「久保惣記念美術館」が50.7%、池上曾根史跡公園が49.8%となっています。一方で「生涯学習サポート館」は「知らなかった」が63.3%と多くなっています。
- ・施設のバリアフリー化が課題となっており、計画的に推進していく必要があります。

施策の方向

①生涯学習の拠点となる施設の維持管理

- ・市民の自主的な学習活動の拠点となる和泉シティプラザについて、誰もが利用しやすい施設として運用されるよう、計画的な整備・改修と長寿命化を行います。
- ・青少年の家について、閑散期の利用促進をはじめ、槇尾山の周辺環境を活用した施設として再整備を行い、活性化を図ります。
- ・池上曾根史跡公園について、再整備計画に基づき、史跡の適切な保存と活用促進のため、整備に取り組みます。
- ・いずみの国歴史館について、収蔵品を適切に保存・研究・展示し、学校教育とも連携することで、和泉市固有の歴史と文化財を発信する施設としての充実を図ります。
- ・久保惣記念美術館について、収蔵品の適切な保存・研究・展示のための環境の整備と、開館50周年に向け、市民に開かれた施設としての利用拡大を図る観点から、施設の整備に取り組みます。
- ・老朽化が進む青少年センターは、富秋中学校区内に整備予定の（仮称）多世代交流拠点施設にその機能を統合します。
- ・コミュニティセンター・生涯学習サポート館の今後の運営のあり方を検討します。

②施設利用の利便性の向上

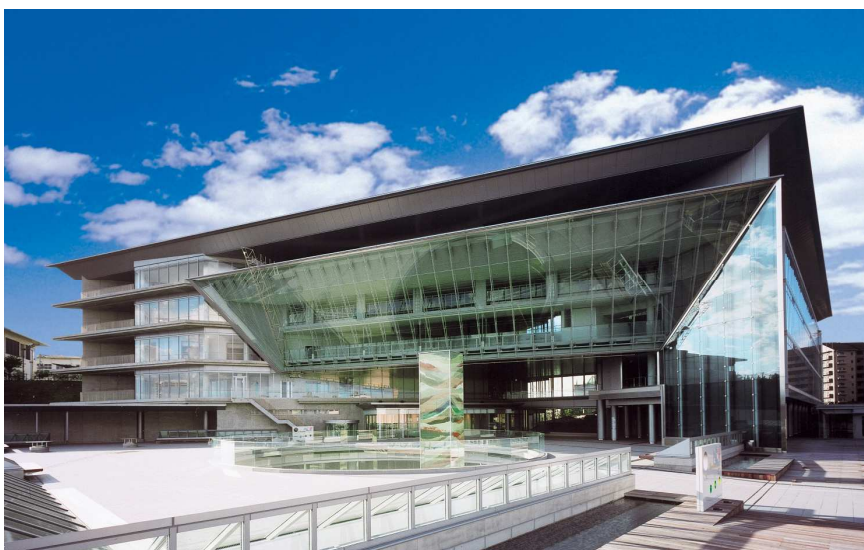
- ・施設の改修の機会にあわせて、施設・設備のバリアフリー化・ユニバーサルデザイン化を計画的に推進し、誰もが生涯学習施設を利用しやすくなるような環境整備を進めます。
- ・各施設における多様な活動の展開に必要な設備・機材について、適切な整備・更新を行い、

利用促進を図ります。

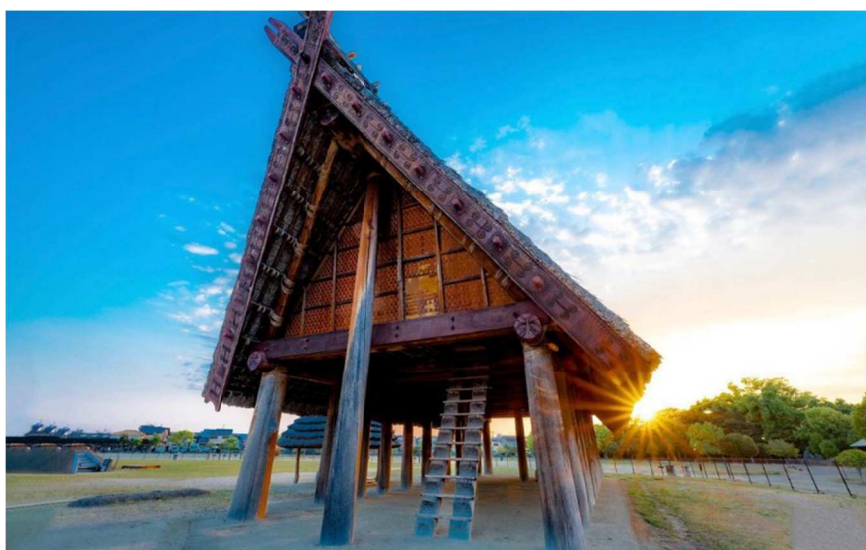
- ・インターネットを活用したサービスの充実や利用手続きの見直しを行い、施設の利便性向上に努めます。
- ・近年ニーズが高まっているインターネット利用環境について、各施設における整備を促進します。

主な事業

生涯学習拠点施設としての和泉シティプラザ管理運営



和泉シティプラザ



池上曾根史跡公園 いずみの高殿

(2) 施設の運営体制の充実

現状と課題

- ・一部の生涯学習施設については、指定管理者制度を導入し、専門性の高い運営の確保を図っています。
- ・市民アンケート調査では、生涯学習・スポーツ関連施設の利用状況について、ほとんど利用していない人が約3分の2を占める一方で、利用している人の中では「週に1回以上」が最も多くなっており、一部の人が繰り返し利用している傾向にあることがうかがえます。
- ・より幅広い市民が施設を利用できる環境づくりが課題となります。

施策の方向

①施設運営における専門性の確保と職員の資質向上

- ・市民ニーズや地域課題に応える事業展開や、市民への適切な情報提供等、生涯学習関連施設における専門性の確保に取り組みます。
- ・生涯学習関連施設の運営に携わる指定管理者について、運営状況を適切に評価するとともに、連携して施設運営・事業展開の質の向上を図ります。

②施設間連携の強化

- ・生涯学習関連施設の事業の内容や対象について、関係施設間での適切な役割分担に基づく実施に努めるとともに、情報の収集・発信等における連携を強化します。
- ・複数の生涯学習関連施設が連携した講座・イベントの実施等、市民ニーズの掘り起こしや積極的な施設利用につながる取組を推進します。
- ・青少年の家について、他の周辺施設と一体的に利用促進と管理を行い活用することにより、利用者の利便性の向上に努めます。

主な事業

青少年の家と周辺施設の一体的な利用促進、市立図書館図書の団体貸出

(3) 情報提供の充実

現状と課題

- ・市民アンケート調査では、生涯学習・スポーツに関する情報の入手手段については、「広報いずみ」が69.7%で特に多くなっている一方で、「生涯学習情報誌「まなびのいずみ」」は6.2%と少なくなっています。
- ・生涯学習・スポーツに関して希望する情報については、「教室・講座の情報」が39.8%で最も多く、次いで「イベントの情報（講演会・発表会・展覧会・スポーツ・レクリエーション大会など）」が38.8%と多く、学習への参加の機会に関する情報のニーズが高くなっています。
- ・生涯学習に関する講座・イベント等の情報発信については、施設ごとに別々の発信となっていることが多く、関連する情報を統合して利用しやすくしていくことが課題となっています。

施策の方向

①生涯学習情報の集約と発信

- ・市民が利用できる生涯学習関連施設や参加できる講座・イベント、市内で活動するグループ・サークル・NPO等の関連情報の集約を図り、市民のニーズに応じて適切な情報提供が可能な体制の整備を行います。
- ・生涯学習関連施設間での連携を強化し、どの施設においても市内の学習関連情報を提供できる体制整備を進めます。

②多様な媒体を活用した情報提供の充実

- ・生涯学習関連情報のポータルアプリを開発し、市民が必要な情報を利用しやすい情報提供方法を検討します。
- ・より多くの市民に生涯学習に関する情報を届けられるよう、市広報紙や市ウェブサイト、施設のリーフレットやイベントのチラシ等、各種の媒体を活用して、わかりやすく参加につながりやすい情報発信に努めます。

主な事業

生涯学習ポータルアプリ

(4) 学習支援の体制整備

現状と課題

- ・感染症拡大の影響も背景として、インターネットを活用した学習に取り組む人が多くなっており、今後希望する学習方法についても、20歳代から50歳代では「インターネット」が最も多くなっています。
- ・誰もが学習活動に参加できるための環境づくりに加え、デジタル技術を活用した新しい学習の展開にも対応した取組が求められます。
- ・まなびの手帳（マナビィ・ヘルシィ）、生涯学習人材データベース制度、生涯学習どこでも講座（出前講座）といった市民の学習を促進する取組について、市民アンケート調査では「知らなかった」がいずれも7割を超えており、認知の向上と積極的な活用が課題となっています。

施策の方向

①誰もが参加しやすい学習環境の整備

- ・講座・イベントの開催日時の検討をはじめとして、幅広い市民が参加しやすい学習機会の提供に努めます。
- ・手話通訳等や、育児サービスの提供等の合理的配慮の提供を行い、誰もが参加しやすい環境づくりを進めます。
- ・感染症拡大防止の観点も踏まえ、オンライン学習等の新しい方法による学習機会の提供により、場所や時間にかかわらず誰もが学習に参加できる取組を検討します。

②基礎的な学習の場の確保

- ・ 様々な学習の基礎となる文字の読み書きや日本語について学ぶ場がすべての市民に保障されるよう、識字・日本語教室等を引き続き実施します。
- ・ デジタル技術の活用が、日常生活における重要性を増している状況を踏まえ、仕事や生活の必要に応じ、誰もが使いこなすことができるようにするための学習機会の提供に取り組みます。
- ・ 教育機会確保法や日本語教育推進法に基づく取組の充実を検討します。

③市民の学習を促進する取組の充実

- ・ 市民一人ひとりの学習記録として利用できる「まなびの手帳」について、受講ポイントの利用促進や生涯学習ポータルアプリとの連携を行い、効果的な学習促進につながる活用方を検討します。
- ・ 生涯学習どこでも講座（出前講座）の内容の充実や生涯学習人材データベースの登録の推進や積極的な活用を行い、市民の学習を支援する情報提供を推進します。

主な事業

いずみ市民大学、成人教室、識字教室（いずみ識字学級・和泉読み書き教室）、日本語サロン



成人教室 華道発表会

2. 多様なニーズに応じた学習機会の提供

(1) 生きがい・社会参加につながる学習の場の充実

現状と課題

- ・市民アンケート調査では、主に40歳代以上の世代で「健康・スポーツ」、20歳代までの世代で「職業上必要な知識・技能」「語学（英会話など）・国際理解・国際交流に関すること」、30歳代で「育児・教育」など、ライフステージによって異なる学習ニーズが示されています。
- ・学習の阻害要因としては、現役世代を中心に「仕事が忙しくて時間がない」、30歳代から40歳代では「家事・育児などが忙しくて時間がない」、50歳代までの世代では「学習するための費用がかかる」が多くなっています。
- ・いずみ市民大学の講座等で受講生の固定化の傾向が課題となっており、多様なニーズや市民の生活状況に応じ、より多くの市民が参加できるような学習機会の提供を進めていく必要があります。
- ・障害者差別解消法や障害者文化芸術推進法、日本語教育推進法等、地域における様々な活動に誰もが参加できるようにするための法整備が進んでおり、こうした動向に対応した取組の充実も課題となります。

施策の方向

①幅広いニーズに応じた学習機会の提供

- ・生涯学習サポート講座、いずみ市民大学をはじめとして、市民の生涯学習を支援する学習機会を提供します。
- ・市民の幅広いニーズに応えるため、講習講座の内容、費用、時間帯、主な対象等のバランスに留意するとともに、参加者が固定せず、より多くの市民の参加が得られるよう取り組みます。

②市民の自主的・継続的な学習につながる支援

- ・学習成果の発表の場の提供等、継続的な学習・交流につながる学習機会の運営を図ります。

③サポートを必要とする市民を対象とした学習機会の提供

- ・60歳以上の市民を対象とした元気カレッジや、高齢者を対象とした年輪大学、障がい者の

ための教養講座、創作活動教室、学習や社会参加にあたって特に支援を必要とする市民を対象とした学習機会を提供します。

- ・デジタル機器を活用した学習を推進するために、機器の使用・情報収集方法、セキュリティ対策等に関する学習機会を提供します。
- ・支援を必要とする人を特に対象とした事業だけでなく、生涯学習事業の全体を通じて、誰もが参加しやすい環境の確保に取り組みます。

④文化・芸術事業の推進

- ・久保惣記念美術館における各種の企画展やデジタルミュージアムの拡充、専門性を活かした講座・ワークショップ（体験型学習）等の充実、他都市施設と連携した事業展開等、市民利用を促進する取組の充実を図ります。
- ・市民が身近な場で質の高い文化・芸術を鑑賞・体験する機会として、市内施設を活用したイベントを実施します。
- ・市民が継続的に文化・芸術活動に携わるきっかけとなるよう、各種講座・教室等を実施します。

⑤本市の歴史や文化財等に関する学習機会の充実

- ・史跡公園やいずみの国歴史館等の本市の歴史や文化財を学べる場の整備、デジタルアーカイブ等の学習コンテンツの充実、各種の講座・イベントの充実等により、本市の歴史や文化財を市民誰もが学べる機会の充実を図ります。
- ・発掘や資料の整理等を市民が体験できる機会の充実に取り組みます。

⑥友好姉妹都市との交流

- ・友好都市・中国江蘇省南通市、姉妹都市・米国ミネソタ州ブルーミントン市、友好都市・和歌山県かつらぎ町との交流事業により、お互いの地域の特色や文化について学ぶとともに、友好親善を深めます。

主な事業

いずみ市民大学、成人教室、年輪大学（大学院）、市民創作教室、交換学生派遣・受入、日本と世界の子どもの作品展

(2) 社会的課題に応える学習機会の提供

現状と課題

- ・人権・男女共同参画・福祉・平和・防災・環境等、市民の参加によって地域や社会での取組や解決が求められるテーマについて、学ぶことのできる機会を確保していくことが求められます。
- ・市民アンケート調査では、社会問題や福祉、まちづくり、人権・男女共同参画といった社会的な課題についての学習希望はいずれも10%に満たず、市民の学習や参加を喚起するための取組の工夫が課題となります。

施策の方向

①市民の生活上の必要に即した学習機会の提供

- ・健康づくり、子育て・親学習、介護予防等、市民の生活上の必要に即し、社会的な課題の解決にもつながるテーマについて、より多くの市民が学習・体験できる環境づくりを進めます。
- ・女性、ひとり親、生活困窮者等の就労に向けた学習を支援します。

②人権問題・社会問題に関する学習機会の提供や啓発・情報発信

- ・人権・男女共同参画・福祉・平和・防災・環境等、地域や社会での取組や解決が求められるテーマについて、学習機会の提供やイベントの開催、各種の啓発・情報発信を行い、幅広い市民の知識・意識の向上や、具体的な活動の広がりを図ります。
- ・国籍等のルーツにかかわらず、社会参画できることにつながる学びを提供します。

③古文書をはじめとする地域資料や歴史公文書の適正な保存・研究・公開の推進

- ・市民が世代を通じて継承してきた地域資料を適正に保存・研究・公開することで、地域の歴史を跡づける市民共有の知的資源としての活用を図ります。
- ・保存年限の満了した公文書のうち、歴史的に価値ある公文書を適正に保存、研究、公開することで、現在及び将来の市民が市の諸活動について認識を深め、効率的な市政運営に資することができるよう取り組みます。
- ・図書館と連携し、郷土の歴史や文化財に関する情報発信やレファレンスの強化に取り組みます。

④障がいのある人の生涯にわたる多様な学びの支援

- ・障がい者や支援を必要とする人の学習を支援します。
- ・障がいのある人の活動や作品の発表の機会を提供します。

主な事業

生涯学習どこでも講座（出前講座）、日本語サロン、親学習、文化交流イベント



日本語サロン 七夕



障がいのある人への合理的配慮として手話通訳や文字投影のある講演会

(3) 子どものための学校外教育の充実

現状と課題

- ・久保惣記念美術館やいずみの国歴史館といった本市に特有の施設については、小中学校、義務教育学校における教育活動と連携して本市について学ぶ機会を提供しており、利用したことのある市民が多くなっています。
- ・現在、市内 21 小学校区中、14 校区で「げんきっ子プラザ（和泉市放課後子ども教室）」が実施されています。引き続き地域と連携しながら実施していく必要があります。
- ・少子化や市民の価値観の多様化を背景として、地域のこども会活動への参加者、参加率は減少傾向となっています。今後一層の少子化が進むことが予測され、子どもの多様な経験や交流の機会を確保していくことが重要となります。

施策の方向

①子どもの学習・体験機会の充実

- ・休日や学校の長期休業期間等において、生涯学習関連施設の子ども向けの学習・体験事業の充実を図り、様々なことに関心を持ち、生涯にわたり学び続ける力の育成を図ります。
- ・放課後や休日等に安全で安心な子どもの活動場所を確保するため、地域と学校が連携・協働し、子どもの体験・交流活動等の機会を提供する「げんきっ子プラザ（和泉市放課後子ども教室）」を実施します。
- ・市内の就学前教育・保育施設において育児教室や園庭開放を実施し、未就園児とその保護者を対象に遊びや交流の機会を提供します。
- ・市内小中学校、義務教育学校と連携して、児童生徒が久保惣記念美術館、いずみの国歴史館、史跡等を直接訪問して体験・学習する機会を提供します。

②青少年事業の充実

- ・青少年センター・青少年の家の事業の充実を図り、各種の体験機会の充実や子ども・青少年に関わる団体・グループの活動を支援します。
- ・こども会活動の支援や地域と連携した青少年健全育成の取組を引き続き実施し、育成環境の充実を図ります。

③家庭教育の支援

- ・親としての心構えや子どもと接するスキルを学ぶ機会を提供し、人と人とのつながりを感じながら安心して子育てできる環境をつくります。

主な事業

青少年の家自然観察会、リーダークラブイベント、親学習



久保惣記念美術館 文化芸術科学ふれあい体験事業



信太の森ふるさと館 子ども考古学者体験教室

3. 生涯学習を通じたまちづくりと人材の育成

(1) 市民主体の活動の育成と支援

現状と課題

- ・市民アンケート調査では、今後参加したいと思う地域の活動やボランティア活動について、「学習・趣味のサークルやグループの活動」「公共施設での活動（図書館ボランティア・病院ボランティア・施設案内など）」については、参加経験を参加希望が上回っており、潜在的な活動ニーズがうかがえる結果となっています。
- ・公的な学習機会が、個人の楽しみだけで終わるのではなく、地域に新しい人のつながりや活動を生み出すきっかけとなっていくような取組が課題となります。

施策の方向

①市民主体の学習・文化活動の支援

- ・生涯学習関連施設の整備等による活動の場の提供、市民文化祭等の発表の場の確保を通じて、市民の自主的な学習・文化活動を支援します。
- ・社会教育関係団体・青少年関係団体・文化団体・子育てサークル・NPO等、市内で様々な形で生涯学習に関わる活動を行っている団体の支援を行います。

②市民主体の活動につながる生涯学習の推進

- ・様々な地域活動・まちづくり活動の立ち上げや参加のきっかけとなるような学習機会の創出に努めます。
- ・習得した知識・技術、講座等を通じて形成されたつながりを活用して、地域の課題解決に取り組む個人やグループを育成することを視野に入れた学習機会の創出を図ります。
- ・市民が地域活動やまちづくり活動に参加するきっかけを提供できるよう、様々な活動団体やグループ・サークルの情報やそれぞれの団体が実施する事業や講座等について、情報の収集を進め、効果的な情報発信の方策を検討します。

主な事業

市民文化祭、市民ギャラリー

(2) 人材の育成

現状と課題

- ・日本語学習支援ボランティアの養成について、引き続き取組を継続するとともに、学習者を実際の支援活動につなげていくための働きかけも課題となっています。
- ・様々な社会的課題・問題の多様化・複合化を背景として、地域における課題解決の取組が要請される一方、自治会・老人会等の地域活動について、担い手の減少や高齢化が課題となっており、地域で主体的に活動に取り組む人材の育成が求められています。
- ・国際化や外国にルーツを持つ住民の増加を踏まえたグローバル人材の育成も課題となっています。

施策の方向

①支援者の育成

- ・音訳・点訳ボランティア、外国にルーツを持つ市民に対する日本語学習支援ボランティア等、支援を必要とする市民の学習・社会参加を支えることのできる知識・技術を有する市民の育成を行います。
- ・福祉分野や学校支援等におけるニーズに応えるボランティアや人材の育成につながる学習機会の提供を図ります。

②地域活動の担い手の育成

- ・自治会・老人会・社会教育関係団体等の地域活動の担い手となる市民の育成につながる学習機会を提供します。
- ・市民がそれぞれの興味・関心に基づく活動を通じてつながり、継続的に活動することで、多様な生きがい・健康づくりや支え合いの関係づくりの創出につながることを可能とする生涯学習の企画・運営に取り組みます。

③グローバル人材の育成

- ・国籍や文化の違いを超えて、互いを尊重し、ともに活躍できるグローバル人材育成に向け、友好姉妹都市との交流をはじめとして、多様な文化を学ぶ機会の提供や国際交流の推進に取り組みます。
- ・外国にルーツを持つ住民の増加を踏まえ、地域において多文化共生に取り組む市民の育成に向けた学習・交流の機会の提供を図ります。

主な事業

日本語ボランティア養成講座、交換学生派遣（受入）



市民文化祭 市民ステージ



市民文化祭 展示



日本語ボランティア養成講座

(3) 和泉市のまちづくりや文化財継承の担い手の育成

現状と課題

- ・ 少子高齢化と人口減少を背景として、幅広い行政分野において、さまざまな地域課題の解決やまちづくりの取組を、行政と市民が協働で進めていくことが求められており、その担い手を育てる生涯学習の重要性が増しています。
- ・ 和泉市の歴史や文化財について学んだ経験について、市民アンケート調査では「「広報いずみ」「和泉市の歴史と文化財マップ」等で学んだことがある」が10.0%で最も多く、学習経験のある人はあまり多くない結果となっています。一方で、今後の活動への参加希望については、「和泉市の歴史や文化財に関する公園・講座・史跡めぐり」が28.1%と最も多く、潜在的な学習・参加ニーズは少なくないことが示されています。
- ・ 久保惣記念美術館における取組や催しについても、市民の半数以上が何らかの事業に参加したいと回答しており、こうした本市独自の歴史・文化や施設を活用した市民参加を広げていくことが、今後の課題となっています。

施策の方向

① まちづくりや市民協働活動の担い手の育成

- ・ 市民の主体的なまちづくり活動を支援するとともに、まちづくり活動につながる学習・交流の機会となる生涯学習事業の展開を図ります。
- ・ 今後さまざまな行政分野において市民協働の取組が求められるであろうことに鑑み、担い手となる市民の育成と生涯学習事業との連携のあり方を検討します。

② 市民と連携した文化財・資料の管理・継承と積極的な活用

- ・ さまざまな学習・体験の機会を通じ、文化財の保存・活用、調査研究の担い手となる市民の育成を図ります。
- ・ 市民が主体となって行う伝統行事等の継承について助言します。

主な事業

和泉史塾、歴史ウォーク、古文書講座

4. 読書活動の推進

(1) 読書・学習支援体制の充実

現状と課題

- ・市民の学びを支えるため、市立図書館の地域の情報拠点としての機能充実を図り、子どもから高齢者まで多様な利用者の読書・学習活動を支え、ニーズに対応していく必要があります。
- ・感染症の影響に加え、今後少子高齢化と人口減少で図書館利用が減少していくことが見込まれる中、利用拡大のための取組や、誰もが快適に読書に親しめる環境整備の推進が課題となります。

施策の方向

①図書館サービスの充実

- ・蔵書の充実を図るとともに、電子図書館の拡充等、利用者の利便性向上に努めます。
- ・おはなし会等のイベントや講演会、資料展示といった市民ニーズに即した各種事業を実施し、図書館利用の拡大を図ります。
- ・各種媒体を活用してイベントや図書館情報の発信を行います。
- ・市民一人ひとりのニーズに応じて資料検索や読書相談に応じるレファレンスについて、対応の質の向上とサービスの周知を図ります。

②図書館ボランティアとの連携

- ・障がい者の図書館利用支援等、様々な読書活動サポートに取り組むボランティアグループと連携し、読書サービスの充実と図書館利用の促進を図ります。
- ・ボランティア講座を実施し、読書活動を推進する人材の育成に取り組みます。

③切れ目のない読書活動支援

- ・家庭・地域での読書活動の推進、保育・教育活動との連携や地域文庫の開設により、すべての世代の読書活動を切れ目なく支援します。

主な事業

講演会等イベント、点字図書・録音図書の充実、ウェブサイトやSNSでの情報発信

(2) 子どもの読書活動推進

現状と課題

- ・読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものです。子どもたちが「読書は楽しい」と感じ、自主的に読書活動を行える環境づくりが求められます。
- ・インターネットやスマートフォンの普及により、子どもの生活習慣や物事への関心が多様化し、「活字離れ」や「読書離れ」の傾向が顕著になってきていますが、情報が氾濫する中から正しい情報を見分ける術を身に付けるためには文章を読み解く力が必要となり、子どもの頃からの読書習慣の形成が必要です。



施策の方向

①家庭・地域における読書活動の推進

- ・赤ちゃんに無料で絵本を配付するブックスタート事業や、年齢に応じた絵本のブックリストの配布を通じ、家庭での読書の習慣づけを促進します。
- ・生涯学習どこでも講座（出前講座）等による読み聞かせの機会の提供を通じ、地域における読書活動を推進します。

②就学前施設・小中学校等と連携した読書活動の推進

- ・就学前施設における蔵書の充実や読み聞かせの充実、保護者への働きかけ等を通じて本にふれる機会を増やし、子どもの読書への興味・関心を高める取組を推進します。
- ・学校図書館の蔵書の充実や利用の利便性向上、児童・生徒の読書意欲を喚起する取組の充実等により、学校と連携しながら、子どもの読書活動の習慣化と不読者の減少をめざします。
- ・読書を行う上で支援を必要とする子どもの読書支援のため、市立図書館と市内就学前施設・小中学校、義務教育学校、支援学校、高等学校が連携した取組の充実を図ります。
- ・保育・教育活動との連携や、子どもの読書活動に関わるボランティア団体との連携により、読書活動推進の取組の充実を図ります。

③子ども・若者を対象とした読書活動の推進

- ・図書館における子ども・若者向け蔵書の充実、通帳型読書記録帳（ぶっくんつうちょう）の発行、親子・若者を対象とした講演会等の開催により、「本を読みたい」と思えるような図書館づくりに取り組みます。
- ・子ども・若者の利用ニーズに即した取組やイベント、居心地の良い図書館環境づくり、高等学校等と連携した読書支援等を通じ、子どもの読書活動を推進します。
- ・読書関連のコンクール開催により、子どもの読書への関心を高めます。

主な事業


子どもや親子を対象とした作家の講座・ワークショップ・講演会、すくすくタイム、図書館を使った調べる学習コンクール・小学生読書おたよりコンクール・中学生 POP コンクール



図書館 絵本コーナー



図書館 コンクール結果の展示



第 5 章 スポーツの推進

本章では、第4章で示した生涯学習分野の取組と同様に、基本理念の実現に向け、3つの基本方針に基づいて実施するスポーツ分野の施策について、現状と課題を示した上で、施策の方向や主な事業について記載します。

■第5章の体系

1. 誰もがスポーツができる環境の整備【くわわる】	
(1) スポーツ施設の整備・充実	①新たなスポーツ施設の整備 ②既存スポーツ施設の機能強化 ③学校体育施設の開放
(2) スポーツや運動に関する情報提供体制の充実	①情報提供の充実 ②新しい運動・スポーツに関する情報発信
2. 多様なニーズに応じたスポーツ活動の機会の提供【つながる】	
(1) 競技スポーツの振興	①競技スポーツの育成支援 ②観戦機会の創出
(2) 地域でのスポーツを通じた交流の促進	①スポーツ推進委員による地域スポーツ活動の推進 ②トップアスリートとの交流機会の創出
(3) スポーツ活動のきっかけづくり	①だれもが参加できるスポーツ事業の実施 ②市内ランニングコースの周知・活用 ③市民スポーツ大会への支援
(4) ライフステージに応じたスポーツ活動の促進	①子どもを対象としたスポーツ機会の充実 ②誰もが参加しやすいスポーツ機会の充実
3. スポーツ活動を支援するまちづくり【ひろがる】	
(1) スポーツ活動を支える人材の育成や連携の強化	①スポーツ活動を支える人材（人材バンク） ②スポーツを支える活動への参加促進
(2) 関係機関や団体との連携強化	①応援サポーターの推進 ②大学・民間団体との連携



信太山クロスカントリー大会

1. 誰もがスポーツができる環境の整備

(1) スポーツ施設の整備・充実

現状と課題

- ・(仮称) 北部総合スポーツセンターの新設や市民体育館の移転が計画されており、今後市民ニーズも踏まえながら施設の整備を進めていく必要があります。
- ・感染症拡大の影響で、近年では多くのスポーツ施設の利用が減少しています。今後利用の回復に向けた取組が課題となります。
- ・市民アンケート調査では、「槇尾川公園テニスコート」「くすのき公園テニスコート」「総合スポーツセンター」について、「知らなかった」が6割を超えており、市民の幅広い利用に向け、認知度の向上も求められます。

施策の方向

①新たなスポーツ施設の整備

- ・今回実施した市民アンケートにおいて、スポーツや運動ができる場の整備を求める意見や施設のある場所が不便であるとの意見が多く、身近でスポーツができる場所の整備へのニーズは高い状況にあります。また、自然環境の保全と活用へ方針変更したことによる信太山丘陵地におけるスポーツ・レクリエーション計画については、当該計画に代わるスポーツ施設の整備が求められています。そこで、地域におけるスポーツ施設の均等な配置を行うため、(仮称) 北部総合スポーツセンターを新たに整備するにあたり、整備候補地、整備内容の検討を行います。
- ・移転予定となっている市民体育館については、幸団地及び北部総合福祉会館跡地を建て替え候補地とし、アリーナとして充実整備することにより機能強化を図ります。整備にあつては、今回のアンケート結果を踏まえながら、トレーニング室や施設1周ランニングコースという機能も視野にいれ、多様化する市民ニーズに対応できる施設として、利用用途や収容人数、機能・規模、近隣施設の駐車場活用や敷地内導線、事業方式を調査・研究し、効果的な整備を行います。

②既存スポーツ施設の機能強化

- ・市内には、体育館やテニスコート、温水プール、グラウンドといったさまざまなスポーツ施設がありますが、利用しやすい利用体系、利用料金、利用時間の改善に努めます。
- ・スポーツ施設について、老朽化や施設利用の現状を踏まえ、そのあり方について調査、研

究を行います。

- ・運転免許証を返納し、スポーツ施設に来られない高齢者の方でも身近に運動できる場所として、街区公園の可能性について研究します。
- ・利用者の要望を考慮した施設の見直しを進めます。また、手すりやスロープの設置といった誰もが利用しやすい、ユニバーサルデザインの考え方に沿った改善を進めるとともに、利用種目の増加に向けての、施設の改修や改善に取り組み、施設の有効活用を図ります。

③学校体育施設の開放

- ・スポーツを通じた児童の健全育成や、地域住民の健康維持のため、運動場や体育館といった学校体育施設の効果的な管理と市民利用の促進に向け、管理運営方法の検討により利用者が利用しやすい環境の提供に努めます。

主な事業

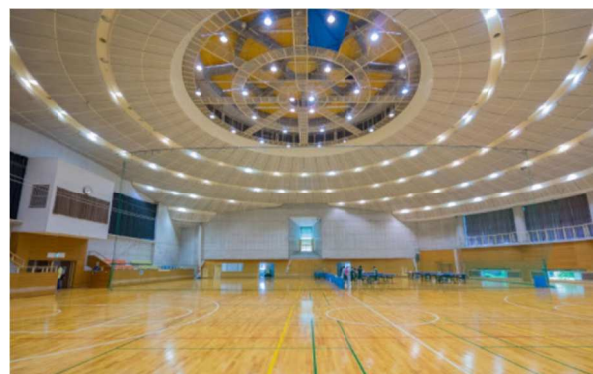
(仮称) 北部総合スポーツセンター整備、市民体育館建て替えに伴うアリーナ整備、
学校施設開放



サン燦プール



関西トランスウェイスportsスタジアム



和泉市立コミュニティ体育館 アリーナ

(2) スポーツや運動に関する情報提供体制の充実

現状と課題

- ・市民アンケート調査では、スポーツ活動に参加していくために和泉市に望むこととして、「指導者・講座・施設の所在地などの情報を充実させる」が20.5%で、スポーツ分野では施設整備に関する項目に次いで多く、情報提供についての市民ニーズは比較的高くなっています。
- ・市民アンケート調査では、eスポーツについて「聞いたことがあり内容も知っている」が35.8%で最も多く、次いで「聞いたことはあるが内容は知らない」が34.6%、「聞いたことがない」は27.6%で最も少なくなっています。
- ・様々なスポーツイベントや教室の取組について、より多くの市民が参加できるような情報発信が課題となっています。

施策の方向

①情報提供の充実

- ・市のホームページを通じて、スポーツ施設や各種スポーツイベント・教室の情報を提供します。
- ・引き続き市民にわかりやすい内容となるよう、情報の集約と整理を行い、関連施設で一元化した情報提供に努めます。

②新しい運動・スポーツに関する情報発信

- ・感染症対策の観点も踏まえ、誰もが家庭で取り組みやすい運動・スポーツ活動の普及や、インターネット等を活用した情報発信を検討します。
- ・eスポーツの普及・促進について、具体的な取組を検討・実施します。

主な事業

ホームページやSNS・広報いずみ等での広報

2. 多様なニーズに応じたスポーツ活動の機会の提供

(1) 競技スポーツの振興

現状と課題

- ・スポーツで優秀な成績を収めた団体や個人の褒賞といった市民の競技レベルの向上に向けた取組の拡充が課題となっています。
- ・市民アンケートでは本市のスポーツ振興の取組のうち、「和泉市民観戦デー」については「信太山クロスカントリー大会」と並んで4.2%が参加・利用したことがあると回答しており、市民のスポーツ観戦を促進する機会となっています。

施策の方向

①競技スポーツの育成支援

- ・地域で活動しているスポーツ団体の安定した活動や競技レベルの向上につながる、組織力の強化や組織間の連携強化といった取組を、和泉市体育協会と連携して支援を図ります。
- ・指導者のレベル向上のため、質の高いトレーニング法や研修方法といった講習会の開催に努めます。
- ・スポーツで優秀な成績を収めた団体や個人を褒賞し、競技者の励みとすることを目的として行われるスポーツ功労者の褒賞について、増額を含めてあり方を検討します。

②観戦機会の創出

- ・プロスポーツや社会人スポーツ等のレベルの高い試合を見る機会を創出し、市民のスポーツへの関心を高めるとともに、競技レベルの向上に努めます。

主な事業

和泉市民観戦デー、スポーツ奨励費交付

(2) 地域でのスポーツを通じた交流の促進

現状と課題

- ・地域におけるスポーツ活動推進の担い手としてスポーツ推進員の貢献が大きい一方、その人材確保が課題となっています。
- ・市民アンケートでは、「ホームタウンチームの地域活動や試合観戦」等の取組について、「知らなかった」が7割を超えており、市民への周知と認知の向上が引き続き求められます。

施策の方向

①スポーツ推進委員による地域スポーツ活動の推進

- ・地域によって異なるニーズに応じたスポーツ活動や教室を、スポーツ推進委員が中心となって実施できるように、今後も連携していきます。
- ・スポーツ推進委員の人材確保に向け、地域スポーツ活動についての情報発信や各種団体と連携した人材の発掘に取り組めます。

②トップアスリートとの交流機会の創出

- ・関係各機関と連携し、トップアスリートを招いたスポーツ教室といった学習・体験の機会をつくり、市民と競技者が交流する場を提供します。

主な事業

スポーツ教室、ニュースポーツ教室、ミズノビクトリークリニック



I ZUM I スポーツフェスティバル

(3) スポーツ活動のきっかけづくり

現状と課題

- ・市民アンケート調査では、普段運動不足を「大いに感じる」が32.8%、「ある程度感じる」が42.2%となっており、特に40歳代以下の世代では「大いに感じる」が4割を超えて最も多くなっています。
- ・市民のスポーツ活動への参加を増やしていくためには、誰もが参加しやすいきっかけづくりを提供していくことが求められます。

施策の方向

①だれもが参加できるスポーツ事業の実施

- ・ニュースポーツ教室やファミリー歩こう会といった誰もが気軽に参加しやすい事業を実施します。
- ・VR（バーチャルリアリティ）技術を活用したバーチャルスポーツについて研究します。



ファミリー歩こう会

②市内ランニングコースの周知・活用

- ・市内に10コース設定されたランニングコースの周知を進めるとともに、イベントや市民の自主的な運動・スポーツ活動における積極的な活用を促進します。

③市民スポーツ大会への支援

- ・体育協会等が開催するスポーツ大会については、競技としてのスポーツと、交流のためのスポーツを兼ね備え、市民のスポーツ活動への参加の促進への契機となっていることから、引き続きその支援に取り組みます。

主な事業

ニュースポーツ教室、ファミリー歩こう会、体育協会活動補助

(4) ライフステージに応じたスポーツ活動の促進

現状と課題

- ・市民アンケート調査では、運動やスポーツを行っている人の割合は46.3%となっている一方で、「全くやっていない」が30.8%となっており、運動・スポーツをする人としない人の2極化の傾向がうかがえる結果となっています。
- ・国の第3期スポーツ基本計画では、成人の週1回以上のスポーツ実施率を70%とすることを目標としており、引き続き運動・スポーツを行う市民の増加をめざした取組が求められます。

施策の方向

①子どもを対象としたスポーツ機会の充実

- ・子どもの心身の健やかな成長に資するため、単一の競技だけでなく、さまざまなスポーツを体験できる教室を企画し、子どもが生涯続けられるスポーツに出会う場をより多く提供します。
- ・国において計画されている、休日等における運動部活動の地域移行について、体育協会や大学等と連携した取組を検討します。
- ・スポーツ活動を通じた青少年の心身の健全な発達、子どものスポーツの普及、他地域チームとの交流による強化を目的としたスポーツ少年団の活動を、引き続き支援していきます。

②誰もが参加しやすいスポーツ機会の充実

- ・仕事や家事・育児等で忙しく、運動やスポーツをする機会の少ない人が参加しやすいスポーツイベントや教室を企画し、スポーツを始める機会づくりに努めます。
- ・スポーツを通じて、健康づくりや生きがいづくりができるように、高齢者が気軽に参加できるスポーツイベントや教室を各種団体と連携して実施できるように努めます。
- ・障がい者が、気軽にスポーツに親しめるよう、職員や各施設スタッフに、障がい者スポーツへの理解と普及のための講習や研修を行うとともに、障がい者が参加しやすいスポーツ機会の提供を推進します。

主な事業

ニュースポーツフェスタ、市民体力測定会、市民ゴルフ大会

3. スポーツ活動を支援するまちづくり

(1) スポーツ活動を支える人材の育成や連携の強化

現状と課題

- ・ 体育協会加盟人数は減少傾向となっており、競技団体の支援や活動の普及が課題となっています。
- ・ スポーツ人材バンク登録制度を開始しており、専門的な知識・技術を有する人材の情報収集に努めています。今後は、登録された人材の積極的な活用に向けた取組が課題となります。
- ・ スポーツを行うことや観戦・応援することだけではなく、スポーツイベント等を支える取組も一つのスポーツ活動であり、この分野での市民の参加を広げていくことが求められます。

施策の方向

① スポーツ活動を支える人材（人材バンク）

- ・ スポーツ経験者や健康に関する知識を持った人の人材バンクへの登録を推進し、スポーツ教室・イベントにおける講師やアドバイザー、休日等における学校の運動部活動の地域移行に向けた活用を図ります。
- ・ 生涯学習人材データベースと連携して実施します。

② スポーツを支える活動への参加促進

- ・ 市主催のイベントや大会において、スポーツボランティアの定期的な活動機会を創出します。
- ・ 和泉市体育協会やスポーツ推進委員と連携した幅広い活動の場を提供し、スポーツイベントへのボランティア参加の促進を図ります。

主な事業

スポーツ推進員研修会、信太山クロスカントリー大会

(2) 関係機関や団体との連携強化

現状と課題

- ・運動・スポーツの取組については、民間事業者やプロスポーツクラブによるもの、大学等の教育機関によるもの等、多くの事業が展開されており、市民のスポーツ活動への参加を高めていくためには、これらと連携した取組が求められます。

施策の方向

① 応援サポーターの推進

- ・スポーツイベントの告知や各種教室案内のポスターやパンフレットを、店舗等に設置する民間サポーターを募り、スポーツを推進する団体・個人の輪を広げます。

② 大学・民間団体との連携

- ・スポーツや運動に興味がある学生や大学研究室と連携し、地域スポーツ推進の観点から、スポーツの普及や地域のスポーツイベントの開催を連携しておこなっていきます。
- ・民間のスポーツ施設や人材を、市民が有効活用できるような協力要請を検討していきます。
- ・休日等における学校の運動部活動の地域移行等、今後地域主体のスポーツ活動の重要性が増していくことを踏まえ、専門的な人材の確保等も視野に入れた連携の強化を図ります。

主な事業

ニュースポーツフェスタ（桃山大学と連携）、和泉市ホームタウンチーム



ニュースポーツフェスタ マグダーツ

第 6 章 計画の推進

1. 計画の推進体制

本計画の推進にあたっては、中心となる教育委員会だけではなく、生涯学習・スポーツに関する施策・事業を行う関係各課との連携体制を構築し、相互に情報共有や調整を行いながら取り組むものとします。

また、生涯学習・スポーツの分野については、民間事業者や市民団体・NPO 等による様々な事業が展開されており、こうした取組との連携・協働についても検討しながら、全体として市民が参加しやすい環境づくりにつながるよう取り組むものとします。

2. 計画の評価・検証

(1) 計画の進捗管理

本計画に基づく施策・事業の実施・進捗状況については、教育委員会及び本計画の進行管理を行う協議会等において報告し、計画の推進や取組の見直しについて意見を受けるものとします。

(2) 目標指標・進捗管理指標

本計画の進捗を評価するために、施策分野ごとに目標指標を設定し、本計画に基づく事業の実施状況を評価する中心的な指標として、計画終了年度の目標値の達成をめざして取り組むものとします。

また、施策分野ごとに目標指標のみでは把握できない取組の状況を確認するための指標として、複数の進捗管理指標を設定します。進捗管理指標については、目標値は設定しませんが、毎年度数値を確認することで、事業の評価に補助的に活用するものとします。

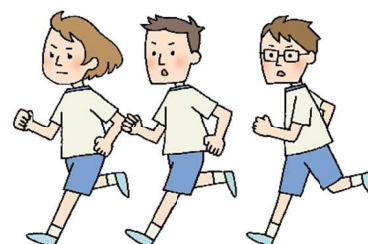
■生涯学習の推進

指標		現状値 (R3 年度)	目標値 (R13 年度)
1. すべての市民に開かれた学習環境の整備			
目標指標	生涯学習施設（和泉シティプラザ、コミュニティセンター、生涯学習サポート館、青少年の家）の利用者数	223,214 人	●●人
進捗管理 指標	いずみの国歴史館入館者数	2,983 人	目標：毎年度、 前年度を上回る
	久保惣記念美術館入館者数	11,024 人	
	青少年センター利用者数	1,322 人	
2. 多様なニーズに応じた学習機会の提供			
目標指標	生涯学習ポータルアプリアクセス数	未整備	●●人
進捗管理 指標	久保惣記念美術館公開講座参加者数	116 人	/
	生涯学習どこでも講座（出前講座）開催回数	23 回	
	識字・日本語教室の年度末受講者数	57 人	
3. 生涯学習を通じたまちづくりと人材の育成			
目標指標	地域活動・まちづくりにつながる講座の参加者数	643 人	●人
進捗管理 指標	日本語ボランティア養成講座修了者数	12 人	/
	地域文化財総合活用推進事業補助件数	1 件	
4. 読書活動の推進			
目標指標	市民 1 人あたりの市立図書館貸出点数	●点	●点
進捗管理 指標	市立図書館の実利用者率	15.6%	目標：毎年度、 前年度を上回る
	市民 1 人あたりの市立図書館蔵書点数	3.35 点	
	子どもの不読者率（小学校 6 年生）※	30.1%	
	子どもの市立図書館利用者率	25.4%	

※は学力・学習状況調査

■スポーツの推進

指標		現状値 (R3 年度)	目標値 (R13 年度)
1. 誰もがスポーツができる環境の整備			
目標指標	社会体育施設の利用者数	33,750 人	●●人
進捗管理 指標	学校体育施設開放利用者数	183,149 人	目標：毎年度、 前年度を上回る
	市民体育館（アリーナ）利用者数	未整備	
	（仮称）北部総合スポーツセンター利用者数	未整備	
2. 多様なニーズに応じたスポーツ活動の機会の提供			
目標指標	週に1回以上運動・スポーツを行う人（18歳以上）の割合	46.3% (R4 年度)	●●%
進捗管理 指標	スポーツ奨励費交付者数	99 人	目標：毎年度、 前年度を上回る
	スポーツ事業参加者数	140 人	
	市民観戦デー参加者数	実施なし	
3. スポーツ活動を支援するまちづくり			
目標指標	体育協会各連盟加入者総数	8,260 人	●●人
新得管理 指標	スポーツ推進員数	42 人	目標：毎年度、 前年度を上回る
	学校クラブ加入率	51.2%	
	スポーツ人材バンク登録者数	14 人	





資料編

1. 用語集

※各用語の()は初出ページ数

【あ行】

◆アーバンスポーツ (p. 8)

スケートボード、ストリートダンス、スポーツクライミング等の、グラウンドや競技場ではなく、街中や公園等の都市的な環境を舞台にして展開されてきたスポーツの総称。勝ち負けよりも、仲間や観戦者とともに楽しむ文化があるとされる。

◆アリーナ (p. 18)

傾斜がある階段状の観客席。

◆eスポーツ (p. 24)

「エレクトロニック・スポーツ (Electronic Sports)」の略で、ビデオゲームを使った対戦を競技としてとらえる呼称。

◆NPO (p. 32)

Non-Profit Organization の略語。非営利組織（非営利団体）と訳され、主に、政府や企業等ではできない社会的な問題に、営利を目的とせずに取り組む民間の団体を言う。

◆オンライン学習 (p. 12)

インターネットを通じて行う学習方法で、あらかじめウェブサイトに登録された動画を視聴することや、リアルタイムで行われている講義等を自宅や離れた場所で聴講すること等が行われている。

【か行】

◆外国にルーツを持つ住民 (p. 8)

日本国籍を有していない人や、両親またはそのいずれか、もしくは何世代か前の祖先に海外の出身者を含む人等、多様な文化的背景を持つ住民を包括する言葉。

◆学校支援地域本部 (p. 10)

地域教育協議会（すこやかネット）の取組を発展させて組織的なものとし、中学校区を単位に学校の求めと地域の力をマッチングして、より効果的な学校支援を行おうとするもの。

◆グローバル化 (p. 8)

文化、経済、政治等の人間の諸活動やコミュニケーションが、国や地域等の地理的な境界や枠組みを越えて、地球規模で行われるようになる動向のこと。

◆グローバル人材 (p. 28)

グローバル化が進む社会において必要な語学力やコミュニケーション能力を有し、文化的な背景の異なる人々と主体的・積極的に関わりながら活躍することができる人。

◆げんきっ子プラザ（放課後子ども教室）(p. 39)

放課後や週末等に安全で安心な子どもの活動場所を確保するために、主に地域の人を中心となってさまざまな体験や学習の活動を実施する取組。

◆合理的配慮 (p. 33)

障がいのある人が社会に参加する上で障壁となっているものを取り除くために過度の負担にならない範囲で必要な対応や調整を行うこと。

【さ行】

◆識字 (p. 34)

日常生活を送る上で必要となる文字の読み書きや文章の理解、計算が出来ること。

◆生涯学習人材データバンク (p. 33)

市民の学習機会の提供・拡充を図ることを目的に、専門的な知識や経験を活かして活動できる市民を登録し、市内の団体やグループが活用できるように、情報をまとめたもの。

◆生涯学習どこでも講座（出前講座）(p. 33)

市民の学習活動を支援するために、市内の団体やグループを対象として、講座メニューの中から希望に応じて市職員を講師として派遣する取組。

◆スポーツ・レガシー (p. 10)

「レガシー」とは「遺産」を意味する言葉で、大きな大会等をきっかけに整備された会場施設や交通インフラ等の有形のものに加え、新たに生み出された社会活動や人々の意識の変化等も含まれる。

【た行】

◆地域学校協働活動 (p. 11)

平成 29 年 (2017 年) の社会教育法の改正時に加わった言葉で、地域と学校が連携・協働し、幅広い地域住民や保護者等の参画により地域全体で子どもたちの学びや成長を支え、地域を創生する活動とされている。

◆地域教育協議会 (すこやかネット) (p. 10)

大阪府の教育コミュニティづくりの取組として始まったもので、学校、家庭、地域が協働し、地域の教育力の再構築を図ることを目的として、学校関係者や PTA・地域団体等の関係者によって組織され、地域教育活動や学校教育支援を行う組織。

◆地域文庫 (p. 45)

地域の自治会や町内会、PTA、有志グループ等が、公民館や集会所等の地域の施設を利用して組織的に設置し、近隣の市民 (主に子ども) に所蔵する図書の貸出を行う読書活動。図書は、購入や寄贈のほか図書館からの団体貸出を利用する機会が多い。子ども向けのおはなし会、絵本の読み聞かせ等の活動をしているところもある。

◆超スマート社会 (Society5.0) (p. 8)

超スマート社会とは、未来社会をイメージして、来るべき社会の発展段階を表現した言葉。

Society5.0 とは、我が国がめざすべき未来社会の姿として国が提唱するもの。これまでの狩猟社会 (Society1.0)、農耕社会 (Society2.0)、工業社会 (Society3.0)、情報社会 (Society4.0) に続く、「サイバー空間 (仮想空間) とフィジカル空間 (現実空間) を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する、人間中心の社会」。

◆デジタルアーカイブ (p. 36)

アーカイブとは、保存記録や公文書という意味をもつ言葉で、歴史的な資料や公的な記録を画像や映像等のデータとして記録し、インターネットを通じた利用等にも対応できるようにしたもの。

◆デジタルミュージアム (p. 36)

博物館・美術館等の所蔵品を、インターネットを通じて鑑賞できるようにしたウェブサイト。

【は行】

◆バリアフリー (p. 18)

障がいのある人や身体に衰えのある高齢者が社会生活をしていく上で障壁（バリア）となるものを除去するという意味で、もともと住宅建築用語で登場し、段差等の物理的障壁を除去することを指していることが多いが、より広く障がい者の社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的なすべての障壁の除去という意味でも用いられる。

◆VR（バーチャルリアリティ）(p. 12)

VRとは、「仮想現実（Virtual Reality）」を意味する言葉で、スポーツ観戦においては専用のゴーグルを装着することで、実際に目の前でスポーツが行われているかのような立体映像と音声を楽しむことができる等の取組がある。

◆ブックスタート事業 (p. 46)

4か月児健康診査時において、絵本を介して親子のスキンシップを図ってもらうため、図書館から絵本を1冊プレゼントし、絵本を読む意義等について伝えるとともに、絵本の読み聞かせを推奨する取組。

◆ポータルアプリ (p. 23)

情報を利用するときの入り口となる専用ソフトウェア。

【や行】

◆ユニバーサルデザイン (p. 29)

視覚障がいがあっても見分けられる印をつけることや、誰もが読みやすい文字を用いること等、調整をしなくても可能な限りすべての人が利用しやすい製品、サービス、環境等になるよう、当初から普遍的な機能やデザインを組み込んでおくという考え方。

【ら行】

◆ライフステージ (p. 35)

年齢や人間の一生において節目となる出来事（出生、入学、卒業、就職、結婚、出産、子育て、退職等）によって区分される生活環境の段階のこと。

◆リカレント教育 (p. 10)

社会人になってからも、学校等の教育機関に戻り、学習し、また社会へ出ていくということを生涯続けることができる教育システムを指す。1970年代に生涯学習の一形態としてOECD（経済協力開発機構）が提唱した考え方。

◆レクリエーション (p. 3)

仕事や勉強等の疲れをいやしたり、休養や気晴らし、または楽しさや生きがいのために余暇時間を利用して行われる活動のこと。

◆レファレンス (p. 37)

利用者からの質問に、図書館で得られる情報をもとに答えるサービス。回答を直接与えるものと、回答を得るために必要な情報源を紹介するものがある。

2. 主要な生涯学習・スポーツ関連施設

<生涯学習・スポーツ関連施設 地図及び一覧掲載予定>

3. 計画の策定経過

日程	件名	内容等
6月23日(木)	第1回策定委員会	市民アンケート調査の実施
10月5日(水)	第2回策定委員会	市民アンケート調査結果 計画骨子について
11月4日(金)	第3回策定委員会	計画素案について パブリックコメントについて
12月9日(金) ～1月10日(月)	パブリックコメント募集期間	
1月下旬	第4回策定委員会	パブリックコメント結果 最終素案について

4. 和泉市生涯学習推進プラン・和泉市スポーツ推進基本計画策定委員会名簿

No.	氏名	所属	備考
1	さわむら 澤村 なおゆき 直幸	和泉市町会連合会	1号委員 (関係団体の代表)
2	かなたに 金谷 ただお 忠男	和泉市スポーツ推進委員協議会	
3	とくやま 恵山 ふみたか 文孝	和泉市体育協会	
4	ばんどう 坂東 たけし 剛	和泉市PTA協議会	
5	かどばやし 門林 きよし 淳	和泉市老人クラブ連合会	
6	のぐち 野口 さちこ 祥子	和泉市障がい者団体連絡協議会	
7	うえにし 上西 けいこ 恵子	和泉市文化協会	
8	こまざわ 駒澤 しげのぶ 重信	和泉市青少年指導員協議会	
9	ちば 千葉 しょういち 昌一	和泉市子ども会育成連絡協議会	
10	かどばやし 門林 ひろき 弘季	和泉市子ども会リーダークラブ	
11	よしおか 吉岡 じゅんぺい 隼平	いずみ識字ボランティアの会	
12	こまえ 小前 やすのり 恭則	和泉市子どもの読書活動推進協議会	
13	すずき 鈴木 ゆうた 雄太	大阪公立大学都市健康・スポーツ研究センター 准教授	2号委員 (学識経験者)
14	たけうち 竹内 やすこ 靖子	桃山学院大学社会学部社会福祉学科准教授	

5. 和泉市生涯学習推進プラン・和泉市スポーツ推進基本計画策定委員会規則

令和4年4月1日
和泉市教育委員会規則第4号

(趣旨)

第1条 この規則は、和泉市附属機関に関する条例（昭和32年和泉市条例第43号）第2条の規定に基づき、和泉市生涯学習推進プラン・和泉市スポーツ推進基本計画策定委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(担当事務)

第2条 委員会は、和泉市生涯学習推進プラン及び和泉市スポーツ推進基本計画の策定に係る調査審議を行うものとする。

(組織)

第3条 委員会は、委員16人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱する。

- (1) 関係団体の代表
- (2) 学識経験者
- (3) 公募による市民

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から当該年度の末日までとする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときはその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集する。ただし、委員長が選任されていない場合その他委員長が招集できない場合は、教育委員会が招集する。

2 会議は、委員長が議長となる。

- 3 会議は、委員の定数の過半数の委員が出席しなければ、開くことができない。
- 4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(委員会の招集の特例)

第7条 委員長は、災害その他の理由により委員会を招集することができない場合においては、前条の規定にかかわらず、書面その他の方法により議事を行うことができる。

- 2 前条第4項の規定は、前項の場合について準用する。この場合において、同条第4項中「出席委員」とあるのは「委員」と読み替えるものとする。

(関係者の出席)

第8条 委員長は、必要と認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その説明若しくは意見を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、生涯学習担当部署において処理する。

(補則)

第10条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。